

移転価格税制におけるグループ内金融取引に関する一考察

—債務保証を題材として—

寺田 浩二

2015年10月OECDよりBEPS行動計画最終報告書が発表された。これまで、移転価格税制の議論の中心は無形資産であったが、BEPSの議論を機に、またマスターファイルへの金融財務取引の記載の求め等から、関連者間ローン金利や保証料率に対する各国当局の関心が強まることが想定される。また、第三者介入取引の対象範囲の拡大や、金融サービスにおける移転価格に関して特に議論になりやすいと言われているキャッシュ・プーリングシステムの企業への導入拡大により、グループ内金融取引については今後課税上の取扱いが問題になると予想される。一方で、グループ内金融取引は法令上の取扱いの明文の規定がなく、とりわけ債務保証については、課税庁も通達や事務運営要領において考え方を示していない。

このような中で独立企業間価格の取扱いは極めて重要な問題であるところ、納税者の法的安定性、予測可能性を確保するため、保証取引に係る独立企業間価格の算定方法を明らかにする必要があるのではないかと強い疑問を持つに至った。これが本稿執筆にあたっての問題意識である。この分野の先行研究は、あまり数は多くないものの、独立企業間価格の算定方法を提言するものがいくつかある。これらの先行研究は、保証料算定の具体的アプローチの提言は示されているが、必ずしも日本の現行の法的枠組みの観点から十分な検討が行われたとは言えない部分がある。

そこで本稿では、債務保証取引の独立企業間価格の算定に焦点を当て、これまでの先行研究が提言する算定方法が日本の法的枠組みからみて適切であるか否かの検討を行った。

第2章では、日本の先行研究に加えて、主に海外における先行研究の整理を行った。海外ではCUP法以外にも、コスト評価アプローチやコンティンジェントプットオプション、資本コストなどといった方法が考案されていることがわかった。日本の先行研究では紹介されていないものもあり、本章においてそれらの詳細を示すことができた。一方で、名称は違うものの日本において考え出されている方法と同様のものもあり、これらを整理することで、保証料の算定方法の分類を示すことができた。

第3章では、日本の移転価格税制上の取扱い及びOECDの取扱いを検討した。

第4章では、海外の取扱いの検討を行った。海外の取扱いとしてカナダの裁判例を取り上げ、検討を行った。カナダの移転価格税制は、法令に独立企業間価格算定の具体的な方法を規定していないが、通達や行政指針に税務当局の考え方を示している。これらを見るとカナダの移転価格税制はOECDに準拠していることがわかる。カナダの裁判例では、保証の市場価格を求める際、借り手であるGE Canadaにとってどんな便益があるのかを判断すること、要するに、被保証人（債務者）が享受する便益の見積りに基づいて保証料を決定することが明らかになった。

第5章では、第2章から第4章を踏まえた検討を行い、移転価格税制における保証料算定について日本の租税法上の適否の結論を導いた。まず、「独立価格比準法に準ずる方法

と同等の方法」(租税特別措置法 66 条の 4 第 2 項 2 号、1 号ニ)の比較可能性の検討として、信用保証協会における保証料算定方法の検討を行った。ここでは、信用保証協会は、コスト評価アプローチによる算定を採用していると結論付けることはできなかった。しかしながら、「準ずる方法」の考察を行うことにより、国際的課税規範を重視する立場に立てば、「独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法」(租税特別措置法 66 条の 4 第 2 項 2 号、1 号ニ)を適用することでイールドアプローチは日本において認められると結論付けることができた。これは、国際的課税規範との協調をはかるもので、日本において規定される独立企業間価格の算定方法は諸外国の独立企業間価格の算定方法と射程が同じであることが望ましいとの解釈によるものである。また、この方法は、保証料は被保証人が享受する便益に基づき判断可能との考え方をもとにする。

目次

序章 はじめに	1
第1章 問題の所在	1
1-1. 移転価格税制に係る文書化制度	1
1-2. 第三者介在取引	5
1-3. キャッシュ・プーリング	8
1-4. リサーチ・クエスチョン	13
第2章 債務保証取引の取り扱い	15
2-1. 保証とは	15
2-2. 保証料の独立企業間価格の算定	16
2-3. 小括	21
第3章 移転価格税制におけるグループ内金融取引の取り扱い	22
3-1. 日本の移転価格税制におけるグループ内金融取引の取り扱い	22
3-2. OECDでの移転価格におけるグループ内金融取引の取り扱い	33
3-3. 小括	38
第4章 海外における債務保証の取り扱いについて	40
4-1. カナダでの取り扱い	40
4-2. General Electric Capital Canada Inc., and Her Majesty The Queen	41
4-3. カナダの移転価格税制について	44
4-4. 小括	47
第5章 日本における保証料算定の検討	48
5-1. 検討の対象	48
5-2. 日本における保証料の独立企業間価格	48
5-3. 比較可能性の検討	49
5-4. カナダにおける保証料算定の検討	52
終章 おわりに	58

序章 はじめに

2015年10月OECDよりBEPS行動計画最終報告書が発表された。移転価格課税に関する提言については主に行動計画8~10及び13でその中心は無形資産に関するものであるが、それ以外にもグループ内金融取引に係る文書化の要請や保証取引に関する事例が追加された¹。これまで、移転価格税制の議論の中心は無形資産であったが²、BEPSの議論を機に、またマスターファイルへの金融財務取引の記載の求め等から、関連者間ローン金利や保証料率に対する各国当局の関心が強まることが想定される³。また、第三者介在取引の対象範囲の拡大や⁴、金融サービスにおける移転価格に関して特に議論になりやすいと言われていたキャッシュ・プーリングシステムの企業への導入により⁵、グループ内金融取引においては今後課税上の取扱いが問題になると予想される。

グループ内金融取引は法令上の取扱いの明文の規定がなく、とりわけ債務保証については、課税庁も通達や事務運営要領において考え方を示していない。

そこで本稿では、グループ内金融取引の中でも債務保証取引を題材として、移転価格税制上どのように取り扱うべきかについて考察する。

第1章 問題の所在

1-1. 移転価格税制に係る文書化制度

(1) これまでの文書化制度

BEPSプロジェクト最終報告書の行動計画13の勧告を踏まえ、平成28年度税制改正により移転価格税制に係る文書化制度が整備された。

¹ 2015年9月、BEPSプロジェクト「行動計画」15項目について、13の最終報告書が発表された。そのうちのひとつとして、「行動計画8-10：移転価格税制と価値創造の一致」において、移転価格ガイドラインの改定が行われた。2016年5月23日には、OECD理事会は移転価格ガイドラインに2015年BEPS報告書を採用することを承認した(OECDHP, *OECD Council approves incorporation of BEPS amendments into the Transfer Pricing Guidelines for Multinational Enterprises and Tax Administrations* (<http://www.oecd.org/ctp/Transfer-pricing/oecd-council-approves-incorporation-of-beps-amendments-into-the-transfer-pricing-guidelines-for-multinational-enterprises-and-tax-administrations.htm>) [accessed 2018/1/10])。そして、2017年7月OECDは2017年版移転価格ガイドラインを発表するに至った(OECD HP「OECD、多国籍企業と税務当局のための移転価格ガイドラインの最新版を発表」(<https://www.oecd.org/tokyo/newsroom/oecd-releases-latest-updates-to-the-transfer-pricing-guidelines-for-multinational-enterprises-and-tax-administrations-japanese-version.htm>) [2018/1/10 最終アクセス])。

² 一高龍司「第11章 移転価格税制」村井正編『入門国際租税法』(清文社,2013) 211頁。現に、遅くとも1970~80年代から今日に至るまで、移転価格税制に関する議論の中心には無形資産があり続けている。

³ 山川博樹ほか「BEPS後の日本企業の課題と対応-移転価格実務への影響を中心に-」租税研究800号(有斐閣,2016) 462頁〔山川博樹発言〕

⁴ 『改正税法のすべて平成26年度版』(大蔵財務協会,2014) 837頁

⁵ 河野綾人「第19章 関連者間金融サービス」森信夫(編)『移転価格の経済学 BEPS問題への対応と無形資産評価』(中央経済社,2014) 423頁

日本の文書化制度については、「移転価格調査における納税者の協力が得られない場合の推定課税規定において提出又は提示を求めている書類について、その範囲を（・・・）明確に」⁶するため、平成 22 年度税制改正により規定が設けられた⁷。この趣旨について、平成 22 年度税制改正の解説「国際課税関係の改正」では、「移転価格税制は、（・・・）独立企業間価格との比較によって検証する制度であることから、この取引価格に関する情報（価格決定の根拠となる資料等）は、納税者の協力がなければ、課税庁において移転価格税制を適正に執行することは、相当な困難を伴うものとならざるを得ません。移転価格税制における納税者の協力は、本制度の枠組みにおいて必要不可欠なものと考えられています。しかし、納税者からの資料提供の協力が得られない場合も存在することから、このような場合に、課税当局が何らの手だてもなくこれを放置せざるを得ないことになれば、課税の公平を損なうこととなります。そこで、（・・・）納税者からの資料提供の協力が得られない場合（法人が独立企業間価格を算定するために必要と認められる帳簿書類又はその写しを課税当局の要求後遅滞なく提示又は提出しなかった場合）に限り、推定課税の適用を認めることとし、納税者側の資料提供の協力を担保し、適正公平な執行を確保することとしています。しかしながら、課税当局への提示又は提出する書類（以下「価格算定文書」といいます。）とは、どのようなものであるのかという点について、法律上の規定からは、価格算定文書の範囲が必ずしも明確ではなかったことから、価格算定文書の範囲について、納税者の予見可能性を確保し、税務執行の透明化・円滑化の観点から、省令において明確化が図られました。」⁸と説明している。

平成 28 年度改正では、BEPS 行動計画 13 の勧告を踏まえたものとなっている⁹。この点青山氏は、BEPS 行動計画には改正の方向を提示する場合に、各国のコミットメントを求め

⁶ 財務省 HP 『平成 22 年度税制改正大綱』 (http://www.cao.go.jp/zei-cho/history/2009-2012/etc/2009/_icsFiles/afieldfile/2010/11/18/211222taikou.pdf#page=1) [2018/1/10 最終アクセス]

⁷ 猪野茂「日本における推定課税の現状と課題」本庄資編『移転価格税制執行の理論と実務』（大蔵財務協会,2010）409 頁では、平成 22 年度改正について、「見方によっては日本版ドキュメンテーションルールとも言える。」と述べる。また、水谷年宏ほか「国際課税の執行を巡る最近の動向」国際税務 31 巻 1 号（税務研究会,2011）30 頁〔水谷年宏発言〕では、「今回の改正内容は、我が国においても移転価格文書化規定が施行されたと言うことができるかもしれません」と説明する。

⁸ 財務省 HP 「国際課税関係の改正」『平成 22 年度税制改正の解説』 506-507 頁(http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2010/explanation/PDF/12_P489_539.pdf) [2018/1/8 最終アクセス]。水谷年宏「移転価格税制に関連する推定課税規定についての一考察 -東京地裁平成 23 年 12 月 1 日判決を起点として-」税大ジャーナル 24 号（2014）100 頁では、但し、法令レベルで明確化された価格算定文書と平成 22 年度改正以前の移転価格事務運営要領（事務運営指針）の内容を比較した場合、前者は後者を超えるものでないため、実務的には納税者に新たな負担を課したのではないものといえる。

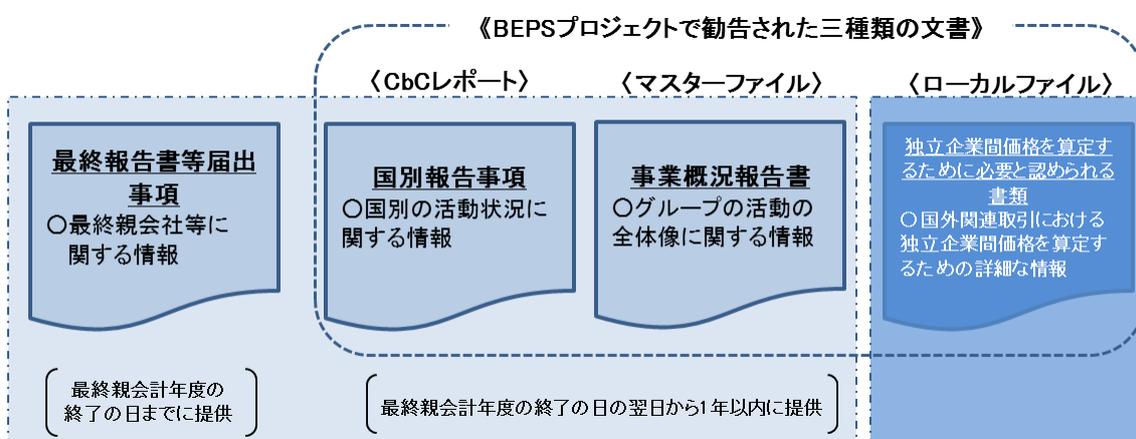
⁹ 国税庁 HP 「移転価格税制に係る文書化制度（FAQ）平成 28 年 10 月」2 頁(<https://www.nta.go.jp/sonota/kokusai/takokuseki/pdf/01.pdf>) [2018/1/10 アクセス]

る程度、言い換えると勧告内容の規範性にはいくつかのバリエーションがあり¹⁰、行動計画 13 のもとでの国別報告書は、ミニマムスタンダードの提示にあたり、すべての OECD/G20 加盟国に最低基準として採用を求めるもので、内容が具体的であることから規範性が最も高いとされる項目である¹¹と説明している。

(2) 現在の文書化制度について

平成 28 年度改正では、BEPS プロジェクトの勧告された 3 種類の文書を中心に報告制度の整備が行われている。

(図 1-1) 文書化制度に関する改正¹²



行動計画 13 では、移転価格文書化の目的を達成するため、①マスターファイル②ローカルファイル③CbC レポートからなる三層構造アプローチを採用したと説明している¹³。

図 1-1 にある文書について国税庁の説明を要約すると、直前会計年度の連結総収入金額 1,000 億円以上の多国籍企業グループ（特定多国籍企業グループ）の構成会社等である内国法人及び恒久的施設を有する外国法人は、「最終親会社等届出事項」、「国別報告事項」

¹⁰ 青山慶二「BEPS プロジェクト最終報告書の総括と今後の展望」『グローバル時代における新たな国際租税制度のあり方～BEPS プロジェクトの総括と今後の国際租税の展望～』（21 世紀政策研究所,2016）4 頁。勧告内容の規範性には以下のバリエーションがある。・ミニマムスタンダードの提示、・共通アプローチの提示及び既存の課税ルールの見直し、・ベストプラクティスの提示

¹¹ 青山・前掲注 10）4 頁。また、国別報告書、マスターファイル等の新しい報告義務については、2016 年からの実施に向け我が国（28 年度改正）のみならず多くの国が税制改正を行っている。

¹² 国税庁 HP『移転価格税制に係る文書化制度に関する改正のあらまし』1 頁より筆者作成(<https://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/pdf/h28iten-kakaku.pdf>) [2018 /1/10 最終アクセス]

¹³ OECD, *Transfer Pricing Documentation and Country-by-Country Reporting ACTION 13: 2015 Final Report*, para. 16

及び「事業概況報告事項」を国税電子申告・納税システム（e-Tax）で国税当局に提供しなければならないこととされた¹⁴。なお、これらの事項については書面での提供は認められていない。

また、一の国外関連者との取引について①国外関連取引の合計金額 50 億円以上又は、②無形資産取引の合計金額（前事業年度）が 3 億円以上である法人は、当該国外関連取引に係る「独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類」を確定申告書の提出期限までに作成又は取得し、保存しなければならない（いわゆる「同時文書化義務」）こととされた¹⁵。

（3）文書化制度改正によるグループ内金融取引への影響

文書化にあたっては、「最終親会社等届出事項」、「国別報告事項（CbC レポート）」、「事業概況報告事項（マスターファイル）」、「独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類（ローカルファイル）」について、それぞれ報告事項が定められている。

事業概況報告事項（マスターファイル）については、租税特別措置法施行規則 22 条の 10 の 5 第 1 項に次のような規定がある。

（表 1－1）事業概況報告事項の記載事項¹⁶

事業概況報告事項の記載事項
8. 特定多国籍企業グループの構成会社等の資金の調達方法の概要（当該特定多国籍企業グループの構成会社等以外の者からの資金の調達に関する重要な取決めの概要を含む。）
9. 特定多国籍企業グループの構成会社等のうち当該特定多国籍企業グループに係る中心的な金融機能を果たすものの名称及び本店又は主たる事務所の所在地（当該構成会社等が設立に当たって準拠した法令を制定した国又は地域の名称及び当該構成会社等の事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在する国又は地域の名称を含む。）
10. 特定多国籍企業グループの構成会社等の間で行われる資金の貸借に係る対価の額の設定の方針の概要

事業概況報告事項（マスターファイル）では、資金の調達方法の概要（第 8 号）、特定多国籍企業グループに係る中心的な金融機能を果たすものの名称等（第 9 号）、そして資金の貸借に係る対価の額の設定の方針の概要（第 10 号）の記載が求められている。正当な理由がなく、提供期限までに国別報告事項又は事業概況報告事項を提供しなかった場合は罰則（30 万円以下の罰金）が適用される。

¹⁴ 国税庁 HP・前掲注 12) 1 頁より筆者要約

¹⁵ 国税庁 HP・前掲注 12) 1 頁より筆者要約

¹⁶ 租税特別措置法施行規則 22 条の 10 の 5 第 1 項

この点について、BEPS 行動計画 13 では、次のような内容になっている¹⁷。

(表 1 - 2) BEPS 行動計画におけるマスターファイル記載事項

Master File
MNE グループ内金融活動
・ 非関連の貸し手との重要な資金調達の取決めを含む、グループの資金調達方法の概要説明
・ MNE グループ内で主要な金融機能を果たす企業の特定（当該企業の設立に係る法施行国（どの国の法律に基づき設立されたか）及び実質管理地国の情報を含む）。
・ 関連者間の資金調達に関する MNE の一般的な移転価格ポリシーの説明

鈴木氏は、BEPS 報告書での記載要求として ACTION 13: 2015 Final Report, Annex I to Chapter V の原文を紹介し、キャッシュプーリングは BEPS 最終報告書 13 で例示のある要記載項目であり¹⁸、記載事項は、キャッシュプールリーダー、キャッシュプールの目的、資金負担および貸借の方法、金利設定の方法、使用通貨、キャッシュプールのリーダーが外部の銀行から借入れを行う際にキャッシュプールが有利な点などと説明している¹⁹。

以上の措置法施行規則の事業概況報告事項や BEPS 行動計画 13 の勧告、又鈴木氏の指摘を踏まえると、金融取引については文書化がこれまでよりも複雑化しているものと考えられる。山川氏はこの点、マスターファイルへの金融財務取引の記載の求め等から、関連者間ローン金利や保証料率に対する各国当局の関心が強まることが想定され²⁰と指摘している。

1 - 2. 第三者介在取引

(1) 第三者介在取引の概要

租税特別措置法 66 条の 4 第 5 項では、移転価格税制について次のような規定を設けている。

法人が当該法人に係る国外関連者との取引を他の者（当該法人に係る他の国外関連者及び当該国外関連者と特殊の関係のある内国法人を除く。以下この項において「非関連者」という。）を通じて行う場合として政令で定める場合における当該法人と当該非関連者との取引は、当該法人の国外関連取引とみなして、第一項の規定を適用する（租税特別措置法 66 条の 4 第 5 項）。

¹⁷ OECD, *supra* note 13, Annex I to Chapter V

¹⁸ 鈴木康伸・山田崇弘・森信夫『移転価格「マスターファイル」の作成実務』（中央経済社,2016）78 頁

¹⁹ 鈴木ほか・前掲注 18) 78 頁

²⁰ 山川ほか・前掲注 3) 462 頁

矢内氏は、この規定は、法人と国外関連者との直接の取引ではなく、その間に非関連者が介在する場合、当該税制がこのような取引を適用除外とすることは、課税上の抜け道を設けることになることから、そのような事態に対処するためのものである²¹と説明する。また川田氏は、法人がその国外関連者との取引を、個人や非関連者を通じて行っている場合で、かつ、それらの第三者が単なる形式（ダミー）にすぎない場合に、表面的な形式のみに着目してこれを対象外としてしまうことは、他の取引形態との間にアンバランスが生じることになり、適当でない。そこで、このような場合には、形式上非関連者との取引であっても、これを国外関連者取引とみなし、その対価の額が独立企業間価格と異なる場合には本税制の対象とすることとしている²²と述べている。

平成 26 年度税制改正でこの規定の対象範囲が変更になっている。

法第六十六条の四第五項に規定する政令で定める場合は、同項の法人と同項の非関連者（以下この項及び次項において「非関連者」という。）との間で行う資産の販売、資産の購入、役務の提供その他の取引の対象となる資産、役務その他のものが同条第五項の当該法人に係る国外関連者に販売、譲渡、貸付けその他の方法によつて移転又は提供されることが当該取引を行つた時において契約その他によりあらかじめ定まつている場合で、かつ、当該移転又は提供に係る対価の額が当該法人と当該国外関連者との間で実質的に決定されていると認められる場合及び同項の当該法人に係る国外関連者と非関連者との間で行う資産の販売、資産の購入、役務の提供その他の取引の対象となる資産、役務その他のものが同項の法人に販売、譲渡、貸付けその他の方法によつて移転又は提供されることが当該取引を行つた時において契約その他によりあらかじめ定まつている場合で、かつ、当該移転又は提供に係る対価の額が当該法人と当該国外関連者との間で実質的に決定されていると認められる場合とする〔下線：筆者加筆〕（租税特別措置法施行令第 39 条の 12）。

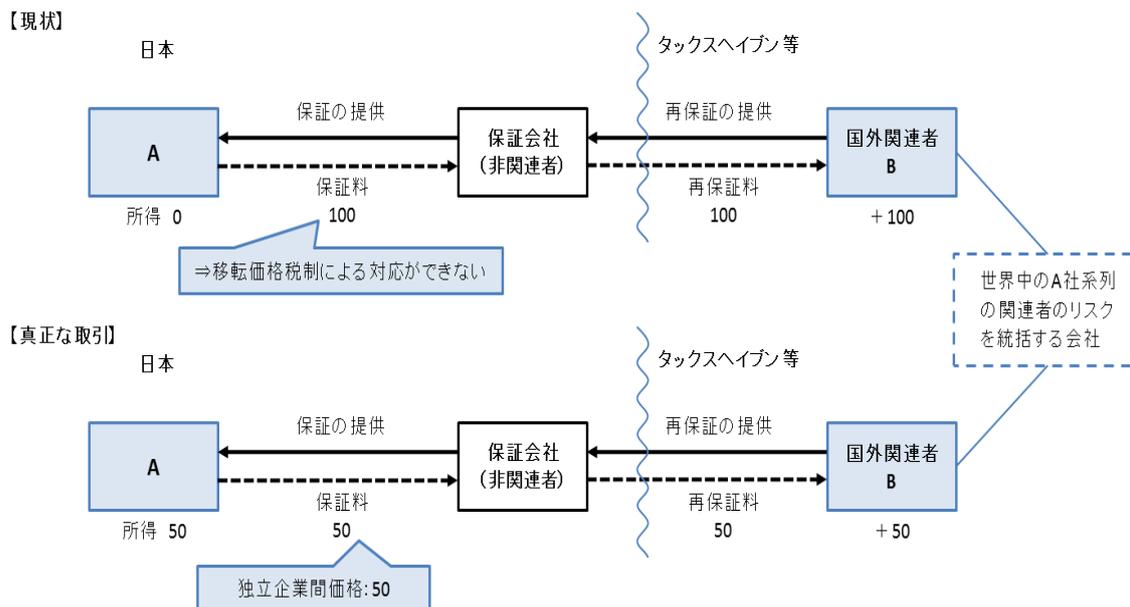
改正前の問題として、国外関連者との役務取引（サービス）において、第三者を間に介在させることにより、移転価格税制の適用を回避することが可能。（現行法上、資産の販売、譲渡等の取引については適用が可能）である²³と述べられている。

²¹ 矢内一好『移転価格税制の理論』（中央経済社,1999）17 頁

²² 川田剛『国際課税の基礎知識〔10 訂版〕』（税務経理協会,2017）276-277 頁

²³ 財務省『平成 26 年度改正関係参考資料』6 頁 (http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/26kaiseikokusai.pdf) [2018/1/10 最終アクセス]

(図1-2) 移転価格税制における第三者介在取引の対象範囲の見直し²⁴



この改正については、「第三者を介在させる取引は資産の販売、譲渡、貸付け又は提供取引に限られるものではなく、・・その他の取引においても同様に形式的に第三者を介在させて移転価格税制の適用を潜脱することは可能であることから、今般の税制改正²⁵〔脚注：筆者加筆〕において、その対象範囲を見直し、すべての取引を第三者介在取引の対象とすることとし」²⁶と説明される。また、上述の財務省の平成26年度改正関係参考資料では、平成26年度税制改正の内容として、第三者を間に介在させた金銭の貸付け、保険、信用の保証といった役務取引（サービス）等についても、移転価格税制の対象に追加し、移転価格税制の適用が可能とされた²⁷としている。

²⁴ 財務省・前掲注23) 6頁、再保険の例を参考に筆者作成

²⁵ 租税特別措置法施行令第39条の12（平成26年改正前）法第六十六条の四第五項に規定する政令で定める場合は、同項の法人と同項の非関連者（以下この項及び次項において「非関連者」という。）との間の取引の対象となる資産が同条第五項の当該法人に係る国外関連者に販売、譲渡、貸付け又は提供されることが当該取引を行った時において契約その他によりあらかじめ定まっている場合で、かつ、当該販売、譲渡、貸付け又は提供に係る対価の額が当該法人と当該国外関連者との間で実質的に決定されていると認められる場合及び同項の当該法人に係る国外関連者と非関連者との間の取引の対象となる資産が同項の法人に販売、譲渡、貸付け又は提供されることが当該取引を行った時において契約その他によりあらかじめ定まっている場合で、かつ、当該販売、譲渡、貸付け又は提供に係る対価の額が当該法人と当該国外関連者との間で実質的に決定されていると認められる場合とする。

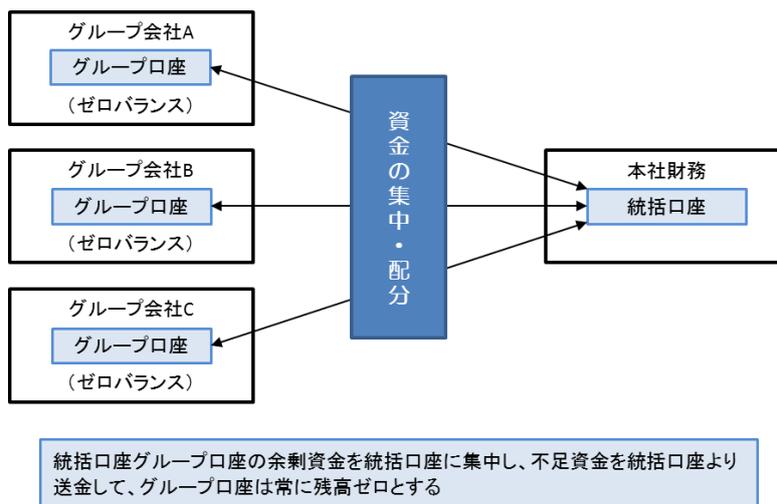
²⁶ 『改正税法のすべて平成26年度版』（大蔵財務協会、2014）837頁

²⁷ 財務省・前掲注23) 6頁（2018/1/10アクセス）

1-3. キャッシュ・プーリング

キャッシュ・プーリング（またはキャッシュ・マネジメント・システム）とは、グループ企業が有する資金をグループ内ファンナンス会社などの資金余剰会社を集約することを指し、グループ内の資金余剰会社から不足会社へと貸付けを行うことで、資金不足会社からの銀行利子を通じた資金の外部流出の最小化を目的としたシステムである²⁸。

(図1-3) キャッシュ・プーリング概念図²⁹



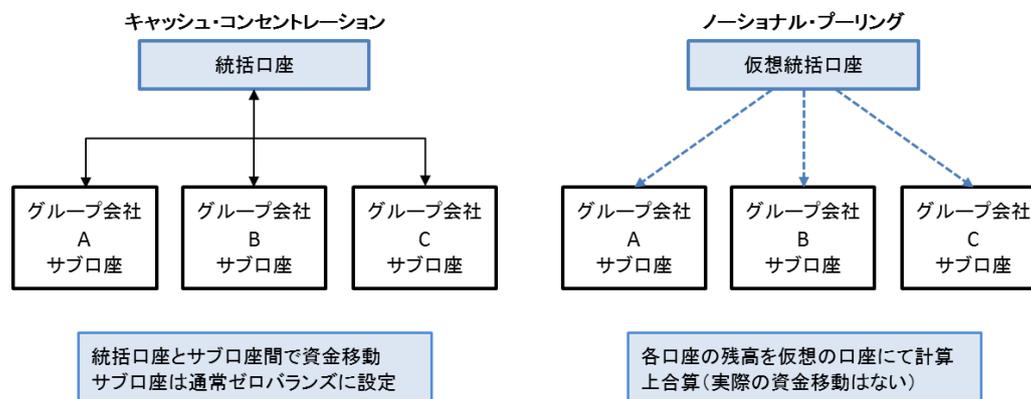
キャッシュ・プーリングには大きく分けて、キャッシュ・コンセントレーション（ゼロ・バランス・プーリング）とノーショナル・プーリングがある³⁰。

²⁸ 河野・前掲注5) 435頁

²⁹ 大田研一「第2章グループ経営とキャッシュマネジメント」西山茂(編)『キャッシュマネジメント入門』(東洋経済新報社,2013) 68頁より筆者作成

³⁰ 大田・前掲注29) 68頁

(図 1-4) キャッシュ・コンセントレーションとノーショナル・プーリング³¹



キャッシュ・コンセントレーション（ゼロ・バランス・プーリング）とは、口座間で実際に資金移動を起こし、統括口座に資金を集中させる方法である³²。現金残高が実際に、資金余剰口座から資金不足会社の口座に対して、プール・リーダーが持つ集約口座を通じて定期的に移動する仕組みを指す³³。

一方、ノーショナル・プーリングとは、口座間の資金移動は起こさずに、計算上疑似的に資金を集中させる方法である³⁴。キャッシュ・バランスを名目的（ノーショナル）に相殺する仕組みである。ここでは銀行が各社の口座残高を相殺するにあたって会社間での債務保証を求めるのが一般的であるため、債務保証契約についての会社間取引が発生するが、それ以外の会社間取引はない³⁵。

キャッシュ・プーリングシステムは、金融サービスにおける移転価格に関して特に議論になりやすいと言われている³⁶。移転価格課税上の問題として、指摘されているものを下記にまとめる。

³¹ 大田・前掲注 29) 69 頁より筆者作成

³² 大田・前掲注 29) 69 頁

³³ 河野・前掲注 5) 436 頁

³⁴ 大田・前掲注 29) 69 頁

³⁵ 河野・前掲注 5) 436 頁

³⁶ 河野・前掲注 5) 423 頁

(表 1-3) 移転価格上の問題点

ノーショナルの場合	保証料の価格が独立企業間価格で行われているかどうか ³⁷ 。
ゼロ・バランスングの場合	調達金利、貸出金利の利率によっては移転価格の問題が生じる可能性がある ³⁸ 。

次に、企業のキャッシュ・プーリングシステムの導入状況を確認したい。これについては、キャッシュ・マネジメント・システムに関する調査のデータがいくつか公表されており、この調査データを参考にすることとする。キャッシュ・マネジメント・システムとは、企業全体と関係会社間の資金取引を統合管理するシステムの総称で³⁹、金融子会社などの口座に資金を集める「プーリング」、グループ間や外部企業との間で債権・債務を相殺決済する「ネットィング」などの機能があると説明される⁴⁰。上述のように河野氏はキャッシュ・プーリングとキャッシュ・マネジメント・システムを同義で扱っている。

キャッシュ・マネジメント・システムに関する調査データは、以下の通りである。

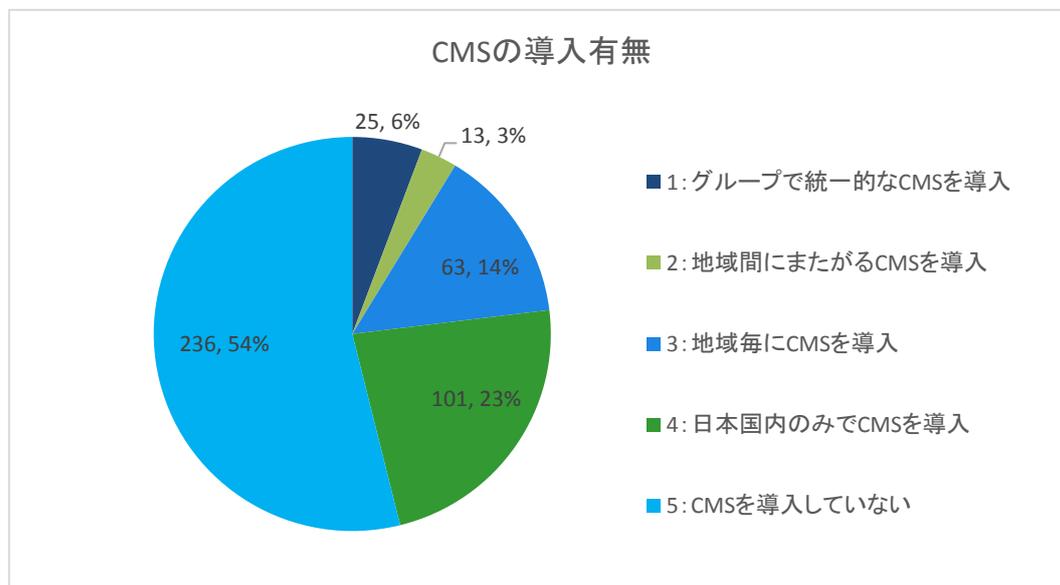
³⁷ 河野・前掲注 5) 438 頁

³⁸ 高久隆太「移転価格課税と管理会計マネジメント」租税研究 779 号（日本租税研究協会,2014） 300 頁

³⁹ 日経ビジネス 2000 年 4 月 3 日号「CMS—連結時代を制する最適資金戦略」 42 頁

⁴⁰ 日経ビジネス・前掲 39) 42 頁

(図1-5) CMSの導入の有無⁴¹



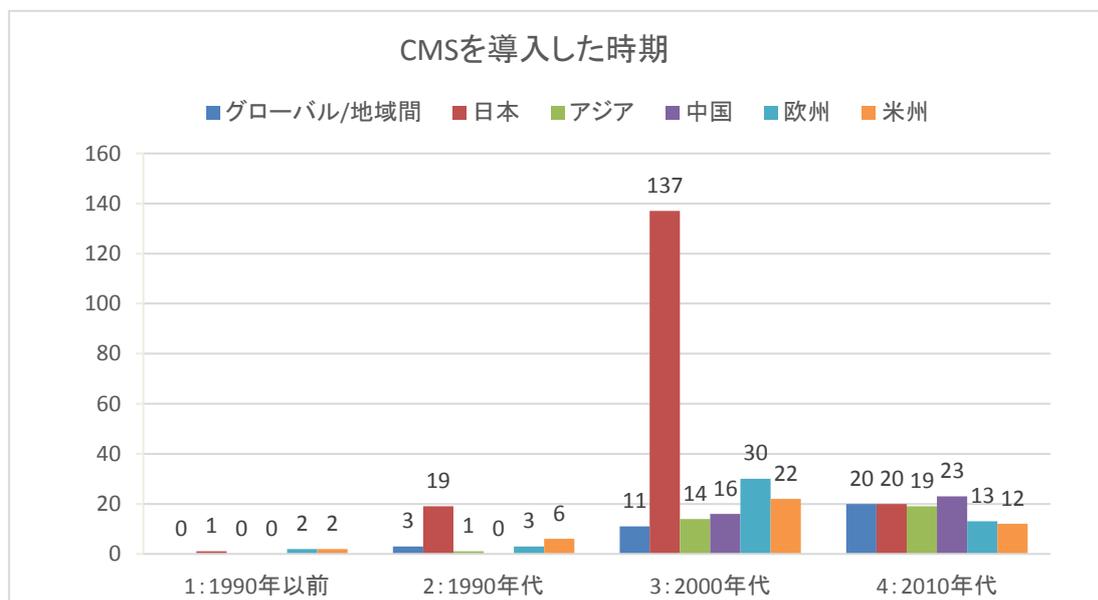
この報告書では、「グループ企業の財務効率化のために実施するキャッシュ・プール、ネットリングなどのキャッシュ・マネジメントを一元的に管理するプラットフォームを指してCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）と呼ぶ。」⁴²と説明する。今回の調査では、「CMSの利用機能については、日本では多くの選択肢に回答があった一方、日本以外の地域では「1:入出金明細及び残高管理、送金の実行」、「3:キャッシュ・プール」への回答が多く、それ以外の機能への回答は少なかった」⁴³と述べられている。

⁴¹ (出所) デロイトトーマツコンサルティング株式会社『平成26年度総合調査研究「GCM及びABLの現状と普及促進に向けた課題の調査等」経済産業省委託調査報告書』31頁の図2-17 CMSの導入の有無より筆者作成(単一回答、n=438)。同社実施のアンケート結果に基づく。対象: 銀行業等一部の金融機関を除く、東証1部・2部の上場企業2,279社 回答状況: 19.4% (回答数: 442)。

⁴² デロイトトーマツコンサルティング・前掲注41) 7頁

⁴³ デロイトトーマツコンサルティング・前掲注41) 36頁

(図1-6) CMSの導入状況⁴⁴



経済産業省の資料によると、「2000年代初期において、邦銀が国内CMSサービスを大々的に開始したのに伴い、日本国内での導入が飛躍的に伸びた。2010年代に入り、日本企業の進出拡大に伴い、規制が多いアジアや中国においても管理ニーズが高まり、CMSの導入が進んだ。また、同時に、グローバル全体の管理を構想する企業により、CMSを一元管理のツールとしての利用する動きが出始めている。」⁴⁵とこのデータを分析している。

したがって、近年企業はCMSの利用を、アジアを中心として世界に拡大しているものと考えられるが、このようなCMSの利用拡大は、移転価格税制におけるグループ内金融取引の取扱いに影響を与えるものと考えられる。

⁴⁴ (出所) デロイトトーマツコンサルティング株式会社・前掲注41) 34頁、図2-21 CMSを導入した時期より筆者作成(単一回答、n=192)。

⁴⁵ 経済産業省経済産業政策局 産業資金課 植木貴之「我が国企業におけるグローバル・キャッシュ・マネジメントの取組みー企業財務の現状と課題ー」(2016) 21頁

1-4. リサーチ・クエスチョン

(1) 問題意識

上記1-1. から1-3. でみたように、BEPSの議論を機に、またマスターファイルへの金融財務取引の記載の求め等から、関連者間ローン金利や保証料率に対する各国当局の関心が強まることが想定されることが指摘されている⁴⁶。また、第三者介在取引の対象範囲の拡大や⁴⁷、金融サービスにおける移転価格に関して特に議論になりやすいと言われているキャッシュ・プーリングシステムの企業への導入により⁴⁸、グループ内金融取引においては今後課税上の取扱いが問題になると予想される。

日本の移転価格税制では、法人が、国外関連者との間で取引を行った場合に、当該国外関連取引は、独立企業間価格で行われたものとみなすものと規定されている(租税特別措置法66条の4第1項)。独立企業間価格の算定にあたっては、「棚卸資産の販売取引又は購入」(租税特別措置法66条の4第2項1号)と「それ以外の取引(役務提供取引)」(租税特別措置法66条の4第2項2号)に区別され、それぞれ規定がされている。しかしながら、グループ内金融取引は法令上の取扱いの明示的な規定がなく、とりわけ債務保証については、課税庁も通達や事務運営要領において考え方を示していない⁴⁹。

このような中で、独立企業間価格の取扱いは極めて重要な問題であるところ⁵⁰、納税者の法的安定性、予測可能性を確保するため、保証取引に係る独立企業間価格の算定方法を明らかにする必要があるのではないかと強い疑問を持つに至った。これが本稿執筆にあたっての問題意識である。

⁴⁶ 山川ほか・前掲注3) 462頁

⁴⁷ 『改正税法のすべて平成26年度版』・前掲注26) 837頁

⁴⁸ 河野・前掲注5) 423頁

⁴⁹ 三村琢磨「国外関連者間金融取引に関する移転価格算定方法」国際税務25巻7号(税務研究会,2005)14頁では、関連者間保証に関する移転価格規則となると、そのような明示された条項〔取引通貨や貸出時期等の要素：筆者加筆〕さえなく更に曖昧である。また15頁では、有形資産取引、無形資産取引等に比べて具体的、合理的な算定方法等に関するガイダンスが少なく曖昧であるといえる。そのような曖昧な世界においては、どうしても税務当局による裁量の余地が大きくなりがちであり、納税者側にとっては予見性が低くなる分だけ課税リスクが高くなる。

⁵⁰ 太田洋「我が国の移転価格税制の概要」『移転価格税制のフロンティア』(有斐閣,2011)7頁では、移転価格税制を執行する際の最大のポイントは、独立企業間価格をどのように算定するかであるが、これは非常な難問である。増井良啓=宮崎裕子『国際租税法第3版』(東京大学出版会,2015年)178頁では、独立企業間価格をどう決めるかが、移転価格税制の執行の鍵である。そして、最大の難問である。本庄資「移転価格税制」本庄=田井=関口『国際租税法概論』(大蔵財務協会,2016)489頁では、移転価格税制の本質は、日本では関連者の国外関連取引の移転価格を否認して独立企業間価格とみなす税制である・・・

(2) 先行研究と本稿の位置づけ

この分野の先行研究は、あまり数は多くないものの、例えば山川博樹氏、萩谷忠氏、河野綾人氏（森信夫氏編）、大手税理士法人である新日本アーンストアンドヤング税理士法人（現：EY 税理士法人）の国税速報などがある。これらは保証取引の取扱いを概説するものである。具体的には、保証料の算定方法の具体的アプローチを提言するものであり、保証類似行為や暗黙的支援の取扱いを検討するものである。独立企業間価格の算定方法に着目すると、上記の先行研究は、保証料算定の具体的アプローチの提言は示されているが、必ずしも日本の現行の法的枠組みの観点から十分な検討が行われたとすることができない部分がある。

また、海外においては移転価格課税におけるグループ内金融取引の研究がいくつかなされているが、日本において若干紹介されているものの海外の研究の成果をまとめたものはあまり存在しない。

そこで本稿では、日本の先行研究に加えて、海外の先行研究の紹介及び整理を行い、これまでの先行研究が提言する算定方法が日本の法的枠組みからみて適切であるか否かを明らかにしたい。

(3) リサーチ・クエスチョン

本稿では、保証取引の独立企業間価格の算定に焦点を当て、これまでの先行研究が提言する算定方法が日本の法的枠組みからみて適切であるか否かを検証することを目的とする。本稿の構成は次の通りである。第2章では、日本の先行研究に加えて、主に海外における先行研究の整理を行う。第3章では、日本の移転価格税制上の取扱い、OECDの取扱いを、第4章では、海外の取扱いを確認する。そして、第5章では、第2章から第4章を踏まえた検討を行い、移転価格税制における保証料算定について日本の租税法上の適否の結論を導く。

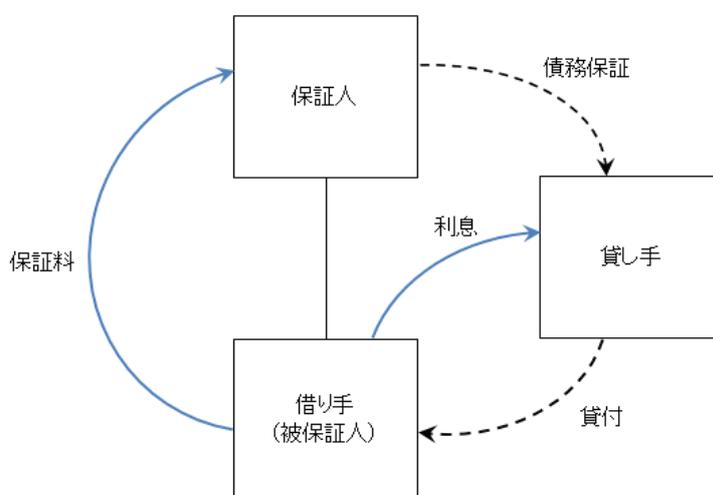
第2章 債務保証取引の取り扱い

2-1. 保証とは

「保証」とは、原契約の当事者が債務不履行に陥った場合に、一方の当事者（保証人）が他方の当事者（受益者）に対して支払いを行う契約と定義することができる⁵¹と説明される。日本では、「保証人が債権者に対して、債務者の負う義務につき、その履行（損害の賠償を含む。）をする義務を負うことをいう。」⁵²と説明される。民法は「保証」自体についての定義規定を置いていないが、民法446条は「保証人は、主たる債務者がその債務を履行しないときに、その履行をする責任を負う。」と規定している⁵³。保証の対価性について、保証人の果たす保証行為は、被保証人に対し便益を与える行為であり、当該行為の遂行においてリスクが生じ得ることが十分に考えられる。そのため、通常の第三者が保証行為を為すときに、かかるリスクに応じた対価を求めるのと同様に、関連者間において一方の関連者が他方の関連者に保証行為を行った場合に、当該保証行為に対する対価を要求することは当然と解することは合理的である。⁵⁴と説明される。

この点、後述する OECD 移転価格ガイドラインでも、保証をグループ内役務提供と捉えている⁵⁵。

(図2-1) グループ内債務保証の例⁵⁶



⁵¹ Raffaele Petruzzi, *Transfer Pricing Aspect of Intra-Group Financing* (Kluwer Law International, 2016)p.131

⁵² 大場民男『保証契約否認への対応』（新日本法規出版,2010）3頁

⁵³ 大場・前掲注52）3頁。民法の規定については、西村信雄他『注釈民法（11）』（1981、有斐閣）138頁以下も参考としている。

⁵⁴ 新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人「取引形態別移転価格税制（5）」『国税速報2007年3月1日号（第5868号）』2頁

⁵⁵ OECD *Transfer Pricing Guidelines for Multinational Enterprises and Tax Administrations 2017* para7.13

⁵⁶ Petruzzi, *supra* note 51, at 131, Figure 2.4 より筆者作成

一般的に、債務保証には次のような種類ものがある⁵⁷。

(表 2-1) 債務保証の種類⁵⁸

法的拘束力 	弱	コンフォート・レター　レター・オブ・インテント	
		キープウェル・アグリーメント	
	強	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">明示的な信用保証</td> <td> 親会社のための保証（ホールディングレベルで資金調達が行われる場合） 子会社のための保証（通常、分権型ビジネスモデルで使用される） 相互保証（通常、キャッシュプーリングの構築で使用される） </td> </tr> </table>	明示的な信用保証
明示的な信用保証	親会社のための保証（ホールディングレベルで資金調達が行われる場合） 子会社のための保証（通常、分権型ビジネスモデルで使用される） 相互保証（通常、キャッシュプーリングの構築で使用される）		

明示的な信用保証は、「形式的保証」とも呼ばれ、一般に「暗示的保証」と定義される他のすべての保証形式（例えば、コンフォート・レター、インテント・レターおよびキープウェル・アグリーメント）と区別される。債務保証の法的拘束力のレベルは、債務保証の条件によって異なる。一般的に、明示的な信用保証は、保証人にとって最も法的拘束力がある。コンフォート・レターは一番拘束力がない⁵⁹。

山川氏は、法的保証について、有償性があることに関しては異論がないが⁶⁰、法的保証以外の keep well 契約や letter of comfort など法的保証でない保証類似行為については、有償性の有無について議論の余地があると指摘する⁶¹。

2-2. 保証料の独立企業間価格の算定

Russo & Moerer によれば、保証手数料の支払いを適切に行うために、さまざまな分析方法やアプローチが考えられており⁶²、実際には、以下のアプローチが最も一般的に適用されると説明している⁶³。

⁵⁷ PwC “Navigating The Complexity” (PwC, 2013) pp.20-21

⁵⁸ *Id.* pp.20-21 より筆者作成

⁵⁹ Petruzzi, *supra* note 51, at 131-132

⁶⁰ 山川博樹「国際課税の現状と課題（第2回）」租税研究 659号（日本租税研究協会,2004）153頁

⁶¹ 山川・前掲注 60) 153頁を筆者要約。なお同頁では、有償性の意義として法的側面を強調し保証類似行為を有償性ありとはしない考え方と、あくまで有償性は独立の第三者がどのようにその契約を評価するかによって判断すべきであるという考え方、があるとしている。

⁶² Antonio Russo & Omar Moerer, ‘Introduction’ in: Anuschka Bakker, Marc M. Levey (eds), *Transfer Pricing and Intra-Group Financing* (the Netherland: IBFD, 2012)p.34

⁶³ *Id.* at. 34. また、クレジットデフォルトスワップ費用・レターオブクレジット費用・コミットメント費用は保証と同様の特性を示すことがあり、状況によっては、グループ内保証の価格を決定する有用な観察を提供することができる、としている。

- ・ CUP 法
- ・ コスト便益分析
- ・ コンティンジェントプットオプション
- ・ 資本コスト

Petruzzi は、独立企業間保証料の算定には、CUP 法を用いることができ、CUP 法には内部 CUP 法と外部 CUP 法があるとしている⁶⁴。さらに、CUP 法の適用が困難な場合には、①コスト便益分析②クレジットデフォルトスワップ③コンティンジェントプットオプション④資本コスト、等といった方法があるとしている⁶⁵。

日本においても、関連者間の債務保証契約の移転価格算定方法について、河野氏は、①保証人が当該保証により引き受けたリスクに対するプレミアムに基づく手法（デフォルト確立分析）、②保証により被保険者が得る調達金利における便益に着目した（イールドアプローチ）、③金融機関が行うスタンド・バイ・レター・オブ・クレジットに係る保証料またはクレジット・デフォルト・スワップ（CDS）を比較対象とした CUP 法など、関連者間の債務保証におけるさまざまなベンチマークの手法が考案されているとしている⁶⁶。

以上の方法をまとめると下記の表のように示される。

（表 2－2）移転価格算定方法についての主なアプローチ

CUP 法	内部 CUP 法	クレジットデフォルトスワップ費用 レターオブクレジット費用 コミットメント費用
	外部 CUP 法	
コスト便益分析	コストベースアプローチ 便益評価アプローチ	
コンティンジェントプットオプションアプローチ		
資本コストアプローチ		

（1）コスト便益分析

コスト便益分析はコストベースアプローチと便益評価アプローチからなる⁶⁷。

① コストベースアプローチ

保証人の観点から、実行される分析は、コストベースまたはコンティンジェント・コミテ

⁶⁴ Petruzzi, *supra* note 51, at 136

⁶⁵ *Id.*, at. 137-139:その他に、債務保証保険、レターオブクレジットおよびコミットメント料、price quote などを用いたアプローチがある。

⁶⁶ 河野・前掲注 5) 428 頁、新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人・前掲注 54)

⁶⁷ コスト便益分析を一つに分類せず、コストベースアプローチと便益評価アプローチを区分している説明もある。

ッド・キャピタルアプローチと呼ばれる。このアプローチでは、保証料は、債務不履行の発生に備えて保証人により資本を注入しなければならない可能性があるような場合の偶発的な資本コミットメントとして解釈される⁶⁸。コストベースアプローチを実行するために、債務保証契約に関するリスクの金額と当該リスクに適用されるリターンの金額を合わせた金額を確定するのに、一般に以下の式が適用される⁶⁹。

(式 2 - 1) コストベースアプローチ⁷⁰

$$\sum_{n=1}^{n=t} \frac{(\pi_n)(\alpha_n + \beta_n)(1 - \rho)(1 + R)}{(1 + \delta_n)^n}$$

π_n (or PD) = 期間 n の債務者がデフォルトになる確率

α_n = 期間 n の支払利息

β_n = 期間 n におけるリスクの元本額

ρ (or RR) = デフォルトの場合の予想回収率

δ_n = 期間 n で使用される割引率

n = 適用可能な期間 (1 から n の範囲)

R = 想定されるリスクに対する適切なリターン

資本注入をしなければならない確率は、企業の債務不履行になる確率 (PD) と等しく、債券の期待回収率 (RR) に応じて調整される。コストベースアプローチは、信用供与に関して保証人のリスクにさらされている資本金額 (割引現在価値) を設定することを目指している (想定されるリスクに対する適切なマークアップを含む)。この金額は適用できる保証料とみなされる⁷¹。

この分析の結果生じる保証料は、保証人が想定する信用リスクに対して受けたいと望む必要最低額を表しているため、コスト便益分析のフロアとして機能する⁷²。

②便益評価アプローチ

保証の受益者の観点からは、価格設定は、保証によって獲得した利益を明らかにすることを目的とすべきである。例えば、保証の結果としてより有利になった金利を用いる方法があるが、これは、受益者が独立企業間価格で支払うことになる最大額を表す⁷³。

⁶⁸ Russo & Moerer, *supra* note 62, at 36

⁶⁹ *Id.* at 36

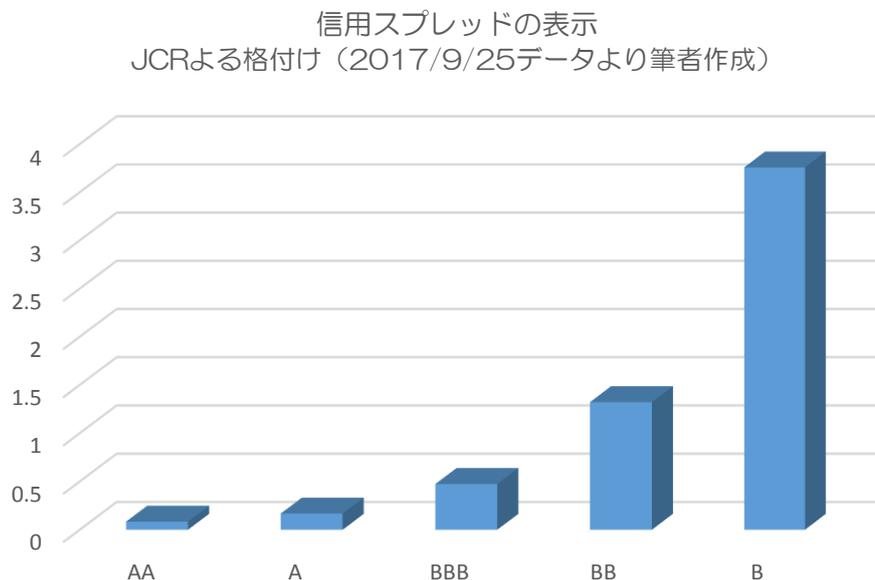
⁷⁰ *Id.* at 36

⁷¹ *Id.* at 36

⁷² *Id.* at 36

⁷³ *Id.* at 36

(図2-2) 信用格付けによる信用スプレッドの表示⁷⁴



例えば、上の図2-2を参照すると、もしグループ内保証によって子会社の信用状態が単体ベースでBBから親会社の信用格付け(Aを仮定する)に増加した場合、融資による利子率は保証の結果として約100bps低くなる。この100bpsの利益は、独立企業間保証料の範囲のキャップとして機能する⁷⁵。保証手数料を上限額よりも高く設定した場合、(減額された)金利と保証料を合わせた支払い額は、保証の受益者が単体で得ることができる利子率を上回り、商業上合理的ではない⁷⁶。

③コスト便益分析のまとめ

コスト便益分析の結果、独立企業間価格として考えることができる独立企業間保証料の範囲(最小および最大)が得られる。その結果の範囲内で、保証人と保証された企業は、各当事者の交渉力に応じて適用される保証料について締結する⁷⁷。

デフォルト確率の使用については萩谷氏も、投資家は格付機関の格付を信頼し、そのデフォルト実績のデータを参考に債券投資を行っているということが市場の実態と思われるこ

⁷⁴ 日本証券業協会 HP(<http://www.jsda.or.jp/>) [2018/1/10 最終アクセス] より筆者作成。公社債市場/売買参考統計値/格付マトリクスより2017年9月25日の格付機関：格付投資情報センター、のデータを用いた。なお、新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人・前掲注54)5頁では、比較可能な債権の利回り等は、日本証券業協会ホームページやBloomberg等のデータベースから入手することが可能である。

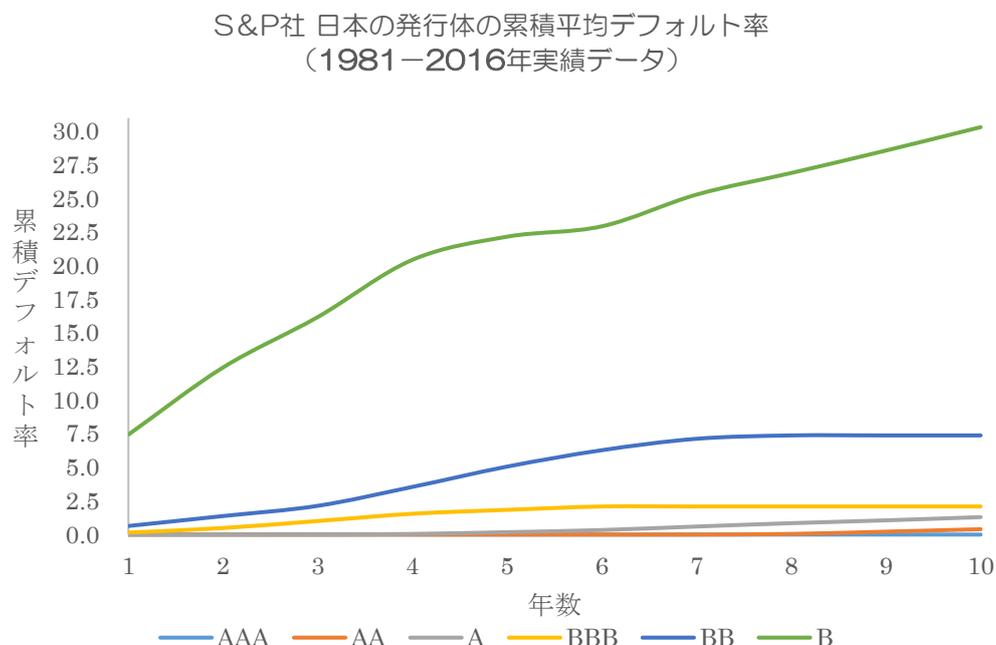
⁷⁵ Russo, A. & Moerer, O *supra* note 62, at 37 より一部数値、参考例を替えて引用。なお、1bps=0.01%である。

⁷⁶ *Id.* at 37

⁷⁷ *Id.* at 37

とから、このデフォルト実績のデータを加工することにより、市場が評価した保証者のデフォルトリスクを算定できるとしている⁷⁸。

(図2-3) Standard & Poor's 日本の発行体累積デフォルト率⁷⁹



⁷⁸ 萩谷忠「移転価格実務セミナー(第10回)債務保証取引と金銭消費貸借取引(2)」『国際税務 26(12)』(税務研究会,2006) 64-65頁を筆者要約。

⁷⁹ Standard & Poor's Financial Services LLC「日本の発行体格付け遷移調査 2016年版」(https://www.standardandpoors.com/ja_JP/delegate/getPDF?articleId=1823267&type=COMMENTS&subType=) [2018/1/10 最終アクセス] 2頁掲載の表1「日本の発行体の累積平均デフォルト率(事業会社と金融、1981-2016年)」データより筆者作成。

(2) 資本コストアプローチ

保証手数料を見積もるために適用される別の方法は、いわゆる「資本コスト」アプローチである。この方法を適用することを通じて、独立企業間保証料は、保証対象企業の信用力を保証人と同等になる程度に高めるために必要となる資本金額を設定することによって見積もられる。独立企業間リターンを保証人に提供するための仮想的な資本注入に対して、適切なリターンが必要となる。このリターンは、会社への投資に対して株式投資家の要求するリターン、すなわち資本コストと同じでなければならない⁸⁰。

上場企業の株主コストは、公的金融データベースで観測されるか、市場データを参照して設定することができる。保証人が上場しておらず、資本コストを設定するための関連データを直接観察することができない場合、分析はより厄介になる。この方法の適用は、次の式に基づいて算定される⁸¹。

(式 2-2) 資本コストアプローチ⁸²

$$\text{Guarantee_fee} = \text{資本} \times \text{ROE}$$

資本 = 仮想的な資本注入額

ROE = 株主資本利益率

(3) コンティンジェントプットオプション

保証の価格設定のためのもう 1 つのアプローチは、貸し手が特定価格（額面）と特定の状況（クレジット・イベント）の下で保証人に貸付金を売却する権利と同等の権利を保証とみなすものである。当事者の 1 人に原資産を所定の価格で取引先に売却する権利を提供する二者間の合意は、一般にプットオプションと呼ばれる。このようなオプションの価値は、Black-Scholes モデルなどのオプション価格設定モデルによって設定できる⁸³。

2-3. 小括

海外では CUP 法以外にも、コスト評価アプローチやコンティンジェントプットオプション、資本コストなどといった方法が考案されていることがわかった。日本の先行研究では紹介されていないものもあり、本章においてそれらの詳細を示すことができた。一方で、名称は違うものの日本において考え出されている方法と同様のものもあり、これらを整理することで、保証料の算定方法の分類を示すことができた。

⁸⁰ Russo, A. & Moerer, O *supra* note 62, p37

⁸¹ *Id.* at 37

⁸² *Id.* at 37

⁸³ *Id.* at 37

第3章 移転価格税制におけるグループ内金融取引の取り扱い

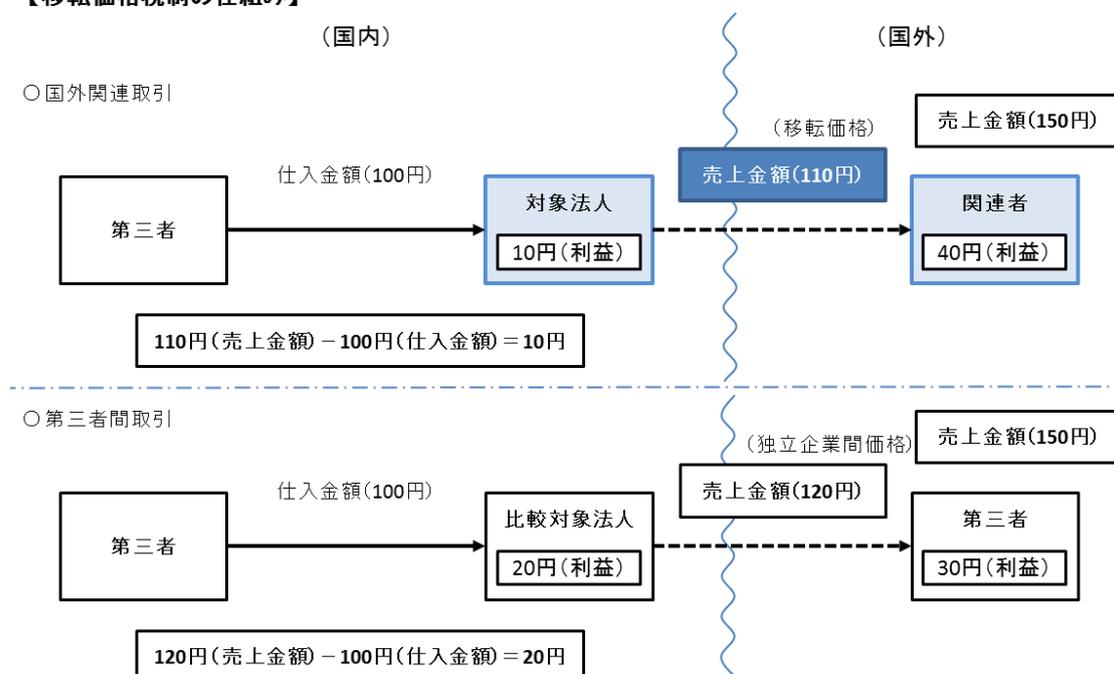
3-1 日本の移転価格税制におけるグループ内金融取引の取り扱い

(1) 日本における移転価格税制

日本の移転価格税制は、「企業が海外の関連企業との取引価格（移転価格）を通常の価格と異なる金額に設定すれば、一方の利益を他方に移転することが可能となる。移転価格税制は、このような海外の関連企業との間の取引を通じた所得の海外移転を防止するため、海外の関連企業との取引が、通常の取引価格（独立企業間価格）で行われたものとみなして所得を計算し、課税する制度。」⁸⁴と説明される。

(図3-1) 移転価格税制の仕組み⁸⁵

【移転価格税制の仕組み】



移転価格税制の導入については、税制調査会⁸⁶により提出された「昭和61年度の税制改

⁸⁴ 財務省 HP「移転価格税制の概要」(http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/177.htm) [2018/1/10 最終アクセス]

⁸⁵ 国税庁「移転価格ガイドブック～自発的な税務コンプライアンスの維持・向上に向けて～」(2017) 6頁

⁸⁶ 内閣府本府組織令第31条、33条。設置については「第三十一条 法律の規定により置かれる審議会等のほか、本府に、次の審議会等を置く。規制改革推進会議 税制調査会。税制調査会については「第三十三条 税制調査会は、次に掲げる事務をつかさどる。一 内閣総理大臣の諮問に応じて租税制度に関する基本的事項を調査審議すること。二 前号の諮問に関連する事項に関し、内閣総理大臣に意見を述べること。2 前項に定めるもののほか、税制調査会に関し必要な事項については、税制調査会令(平成二十五年政令第二十五号)の定めるところによる。」

正に関する答申」において以下のように述べてられている。

近年、企業活動の国際化の進展に伴い、海外の特殊関係企業との取引の価格を操作することによる所得の海外移転、いわゆる移転価格の問題が国際課税の分野で重要となってきたが、現行法では、この点についての十分な対応が困難であり、これを放置することは、適正・公平な課税の見地から、問題のあるところである。また、諸外国において、既にこうした所得の海外移転に対処するための税制が整備されていることを考えると、我が国においても、これら諸外国と共通の基盤にたつて、適正な国際課税を実現するため、法人が海外の特殊関係企業と取引をおこなった場合の課税所得の計算に関する規定を整備するとともに、資料収集等、制度の円滑な運用に資するための措置を講ずることが適当である⁸⁷。

移転価格の執行に際して重要なのは独立企業間価格をどう決めるかである⁸⁸。独立企業間価格自体に一般的な定義規定は設けられていないが、算定方法が租税特別措置法 66 条の 4 第 2 項に規定されている。また、独立企業間価格の説明として、川田氏は「独立企業間価格 (Arm's Length Price)」とは、内国法人との間に持株や人的・物的支配関係又は技術優位性等を通じて支配従属関係にある者以外の者との間の取引において (即ち、独立第三者たる独立企業間において) 成立する取引価格であると述べている⁸⁹。金子氏は Arm's Length Price を独立当事者間価格と表現し、相互に独立した当事者の間の取引 (独立当事者間取引 arm's Length transaction) において通常設定される対価と説明している⁹⁰。

(2) ローン取引について

日本の移転価格税制では、ローン取引について、租税特別措置法通達 66 の 4 (7) -4 において次のように課税庁の考え方が示されている。

金銭の貸借取引について独立価格比準法と同等の方法又は原価基準法と同等の方法を適用する場合には、比較対象取引に係る通貨が国外関連取引に係る通貨と同一であり、かつ、比較対象取引における貸借時期、貸借期間、金利の設定方式 (固定又は変動、単利又は複利等の金利の設定方式をいう。)、利払方法 (前払い、後払い等の利払方法をいう。)、借手の信用力、担保及び保証の有無その他の利率に影響を与える諸要因が国外関連取引と同様であることを要することに留意する。

(注) 国外関連取引の借手が銀行等から当該国外関連取引と同様の条件の下で借り入れたとした場合に付されるであろう利率を比較対象取引における利率として独立企業間価格を算定する方法は、独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法となることに留意する。

(租税特別措置法通達 66 の 4 (7) -4)

⁸⁷ 税制調査会 昭和 60 年 12 月「昭和 61 年度の税制改正に関する答申」5 頁

⁸⁸ 増井=宮崎・前掲注 50) 178 頁では、独立企業間価格をどう決めるかが、移転価格税制の執行の鍵である。そして、最大の難問である。

⁸⁹ 川田剛『国際課税の基礎知識 [10 訂版]』(税務経理協会,2017 年) 281 頁

⁹⁰ 金子宏『租税法 第 22 版』(弘文堂,2017) 551 頁

また、移転価格事務運営要領 2-7 には「業として金銭の貸付け又は出資を行っていない場合」について述べられている。

法人及び国外関連者が共に業として金銭の貸付け又は出資を行っていない場合において、当該法人が当該国外関連者との間で行う金銭の貸付け又は借入れについては、調査を行うときは、必要に応じ、次に掲げる利率を独立企業間の利率として用いる独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法の適用について検討する。

- (1) 国外関連取引の借手が、非関連者である銀行等から当該国外関連取引と通貨、貸借時期、貸借期間等が同様の状況の下で借り入れたとした場合に付されるであろう利率
- (2) 国外関連取引の貸手が、非関連者である銀行等から当該国外関連取引と通貨、貸借時期、貸借期間等が同様の状況の下で借り入れたとした場合に付されるであろう利率
- (3) 国外関連取引に係る資金を、当該国外関連取引と通貨、取引時期、期間等が同様の状況の下で国債等により運用するとした場合に得られるであろう利率

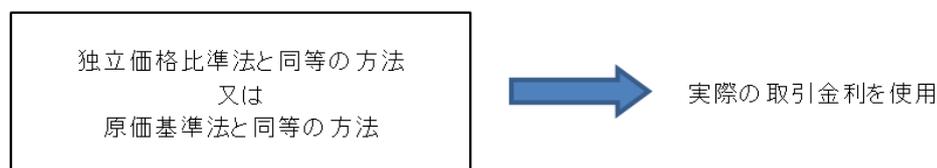
(注)

- 1 (1)、(2)及び(3)に掲げる利率を用いる方法の順に、独立企業原則に即した結果が得られることに留意する。
- 2 (2)に掲げる利率を用いる場合においては、国外関連取引の貸手における銀行等からの実際の借入れが、(2)の同様の状況の下での借入れに該当するときは、当該国外関連取引とひも付き関係にあるかどうかを問わないことに留意する。

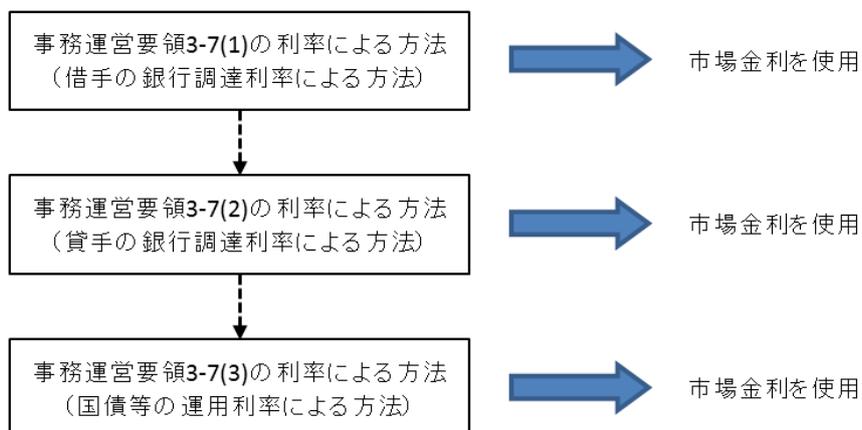
これらの指針の適用は、次の図 3-2 のように示すことができる。

(図 3-2) 移転価格税制におけるローン取引⁹¹

(基本三法と同等の方法)



(基本三法に準ずる方法と同等の方法)



(3) ローン取引の裁判例

① 事案の概要

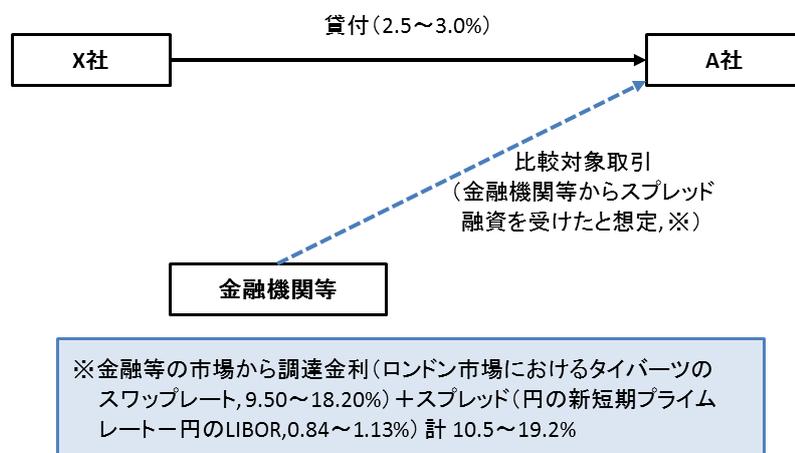
— 東京地方裁判所平成 18 年 10 月 26 日判決 (訟務月報 54 卷 4 号 922 頁) —

本事案は、株式会社 X 社 (原告) がタイ王国に所在する国外関連者へ自己資金から金利 2.5%~3%、期間 10 年の条件でタイバーツ建融資を行ったが、課税庁が租税特別措置法 66 条の 4 に定める移転価格税制を適用し⁹²、いわゆるスプレッド貸付の場合利率 10.5%~19.2%を比較対象取引として、独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法により独立企業間価格を算定して更正処分を行ったところ、これを不服とした X 社が処分の取消しを求めて出訴した事案である。

⁹¹ 国税庁『移転価格税制の適用に当たっての参考事例集』23 頁を参考に筆者作成

⁹² 租税特別措置法 66 条の 4、租税特別措置法施行令第 39 条の 12、租税特別措置法関係通達 66 の 4(5)-4

(図3-3) 事案の概要⁹³



②争点

主な争点は、(a)比較対象取引は現実に存在するものでなければならないか、(b)比較可能な取引を想定して独立企業間価格を算定することは認められるのか、などにあった。

③X 及び課税庁の主張

(a)について、X は、独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法を用いる以上は、実在の個別具体的な取引を比較対象取引としなければならないと主張した。

一方、課税庁は、金融市場で提示される利率は、個別具体的な多数の取引が収斂した結果より導かれるものであり、かつ、金融機関等の市場参加者がこの提示されるレートでの取引を申し込めば、同レートでの取引が成立するのであるから、実在する取引における利率と同視できるものであると主張した。

(b)について、X は課税庁の主張する利率は推定値であるところ、租税特別措置法 66 条の 4 第 2 項において推定値を用いることは違法であり、また、課税庁の主張するような利率を用いた取引が実際に存在するかは疑問であると主張した。

これに対し、課税庁は特殊な関係のない当事者間で融資が行われる場合の貸付利率としては、金融機関による貸付利率が標準的であり、経済合理性を追求する借手と貸手の交渉の中で貸付利率が決まるとすると、銀行等が非関連者に金銭を貸付ける場合に付されるであろう利率が一般企業の当該利率と異なるとする理由はないと主張した。

④判旨

判決では、(a)および(b)について次のように判断して X 社の主張を退けた。

(a) 独立価格比準法は、比較の対象となる非関連者間の取引が具体的に実在することを前

⁹³ 今村隆「移転価格税制における独立企業間価格の立証：最近の裁判例を素材にして」租税研究 715 号（日本租税研究協会,2009）253 頁より筆者作成

提とし、その取引における実際の対価の額を基礎として独立企業間価格の算定を行う方法である。

しかしながら、例えば原油、農産物等の取引市場で売買される商品（棚卸資産）の場合には、市場価格が存在し、その市場価格によって、市場に参加する不特定多数の非関連者間で現実に売買取引が成立し、又は成立し得るのであるから、そのような市場価格を基礎とする取引を想定して比較対象取引とすることも、実在する非関連者間の取引を比較対象取引とする方法に準ずる方法として、有用かつ相当なものと認めることができる。

この点は、国内及び国際的に金融市場が存在する通貨の貸借取引についても同様のことがいえる。したがって、措置法 66 条の 4 第 2 項の規定は、国外関連取引と比較可能な非関連者間の取引が実在する場合には、同項 1 号イ及び 2 号イにより、当該実在の取引を比較対象取引とすることを原則とするが、そのような取引が実在しない場合において、市場価格等の客観的かつ現実的な指標により国外関連取引と比較可能な取引を想定することができるときは、そのような仮想取引を比較対象取引として独立企業間価格の算定を行うことも、同項 1 号ニの「準ずる方法」及び同項 2 号ロのこれと「同等の方法」として許容する趣旨と解するのが相当である。

(b) 措置法 66 条の 4 第 2 項の解釈として、国外関連取引と比較可能な非関連者間の取引が実在しない場合で、市場価格等の客観的かつ現実的な指標により国外関連取引と比較可能な取引を想定することができるときは、そのような仮想取引を比較対象取引として独立企業間価格の算定を行うことも、同項 1 号ニの「準ずる方法」及び同項 2 号ロのこれと「同等の方法」として許容されていると解されるのであるから、推定値を用いること自体が直ちに違法となるものではない。また、利率は現実性のある合理的なものと認められるから、実際にその利率を用いた取引が存在したとまでは断定できないにせよ、現実により得る利率として本件各貸付との比較可能性を認めることができる

また、課税庁側の主張する独立企業間価格の算定方法が措置法 66 条の 4 第 2 項の規定に適合し、これにより算出される独立企業間価格の数値にも合理性が認められる場合には、これよりも優れた算定方法が存在し、算出される数値にもより高い合理性が認められることについての主張・立証がない限り、課税庁側の主張する独立企業間価格に基づく課税について、これを違法ということはできないものというべきである。

以上より、裁判所は原告の請求を棄却した。本件はその後、控訴がなく確定した。

⑤判決の評価について

現実に存在しない想定と比較対象取引について、今村氏は「本件でのポイントは、「準ずる方法」として、市場における客観的指標によって想定される比較対象取引の価格を算定できるときは、これも「適合する方法」ということになり、本件では、・・・金銭の貸付けを業としない法人の関連者に対する貸付けにおいて、「準ずる方法」となり得ることを判示したことである。このように考えると、上記東京地裁判決は、市場における客観的指標によつ

て想定される比較対象取引の価格を算定できる場合の一般的な判断の枠組みを判示したものであり、その適用範囲は広いと考えられる。」⁹⁴と述べている。これに対し、手塚氏は、「裁判所は、実在しない取引でも何でもかんでも比較対象取引となり得るのだというのではなく、客観的かつ現実的な指標によって国外関連取引と比較可能な取引を想定することができるときは、仮想取引でも比較対象取引となり得るという判断を示しているだけ」⁹⁵と述べ、「ただ、どの程度であれば「客観的かつ現実的」な指標であると言えるのかというのは残されていた問題点としてあり得る」⁹⁶と指摘している。同様に、川端氏も「この事案では、金銭貸し付けという比較的定型的な取引で銀行間取引のようにさらに定型性の高い市場取引が存在する内容であったことが、・・・比較可能な取引を想定できることに繋がっていると考えられる。」⁹⁷とし、「判決の射程を考える上では、問題となる国外関連取引とまったく内容、性質の異なるものに調整を加えても比較対象とし得るとまではいえないというべきであろう。」⁹⁸と指摘している。

(4) 債務保証について

これに対して、債務保証については、日本の移転価格税制に関する法令上、明文の規定はない⁹⁹。また、通達や事務運営要領においても取り扱いが示されていない。この点、国税不服審判所において争われた事案がある。

⁹⁴ 今村隆「移転価格税制における独立企業間価格の要件事実」税大ジャーナル（2009）2 3-24 頁

⁹⁵ 太田洋=手塚崇史「近時の移転価格裁判例の動向〈国際課税の裁判例分析 1〉」租税研究 723 号（日本租税研究協会,2010）164 頁

⁹⁶ 太田=手塚・前掲注 95) 164 頁

⁹⁷ 川端康之「移転価格税制の展開」租税法研究 36 号（有斐閣,2008）81 頁

⁹⁸ 川端・前掲注 97) 82 頁

⁹⁹ なお、平成 26 年度改正で国法人に対する課税原則について、AOA に基づき「帰属主義」に則した国内法の規定に改められた。恒久的施設帰属所得の算定においては、AOA に基づき、恒久的施設と本店等との間の内部取引について、（移転価格税制と同様に）独立企業間価格による取引が行われたものと擬制して、内部取引損益を認識することとされた。しかし、AOA では、恒久的施設はその法人の一構成部分でありその法人全体と同一の信用力を有しているとの考え方に基づいて、恒久的施設と本店等との間の内部債務保証を内部取引として認識しないこととされている。このような AOA の考え方を踏まえ、日本の法人税法では、恒久的施設と本店等との間での債務保証は、内部取引として認識しないこととされる（財務省 HP「国際課税関係の改正：平成 26 年度税制改正の解説」(http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2014/explanation/pdf/p0670_0844.pdf) [2018/1/16,最終アクセス] 674-680 頁)。法人税法 138 条 2 項、法人税法施行令 181 条参照。

①事案の概要¹⁰⁰

—国税不服申立審判所平成14年5月24日（裁決事例集 No.63 454 頁）—

審査請求人である日本法人 X 株式会社は、発行済株式のすべてを保有するオランダ国所在の A 社の発行する債券等の保証等を行った。A 社は債券の発行および銀行等からの借入れにより資金を調達し、良質な債券の購入および融資によりその資金を運用することを業としている。請求人 X 社は、A 社が行う資金調達に関して、同社に対し次の保証行為等を行った。

(a) X 社は、A 社による各債券の発行に当たり、その債務を「保証」した。(b) X 社は、A 社との間で「X 社は A 社が債務を返済するにたる流動資産を持たない場合には、A 社に十分な資金を供与する」こと等を内容とする「キープウェル契約」¹⁰¹を締結し、これに基づき A 社は同社の発行する各債券の発行目論見書に本件キープウェル契約の存在および内容を記載した。

(c) X 社は、A 社が B 銀行から 150 億円借り入れるのに際し、また A 社が C 生命から 25 億円借り入れるのに際し、それぞれ「貴行（貴社）の請求があり次第協議の上債務者と連帯して保証の責を負うことを確約します」との文言を記載した「保証予約念書」¹⁰²と題する書面を B 銀行および C 生命に差し入れた。

(d) X 社は、A 社が行った D 銀行からの借入れおよび E 銀行からの借入れに関して、「子会社の財務状態を健全に保つことを経営方針としている」こと等を表明する「経営指導念書」¹⁰³を、D 銀行および E 銀行に差し入れた。

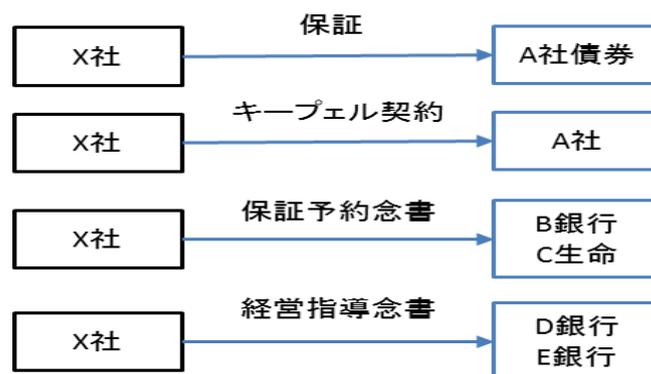
¹⁰⁰ 渡辺裕泰『ファイナンス課税〔第2版〕』（有斐閣,2012）285 頁以下も参考としている。

¹⁰¹ 神田秀樹「信用補完」『金融取引における信用補完に係る現代的展開』（金融法務研究会事務局,2012）40 頁では、キープウェルは、典型的には、たとえば、子会社が社債を発行するような場合において親会社が子会社との間で財務の健全性を約束するといった形で利用されているといわれる。法的な性質は明確とはいえない、と説明される。

¹⁰² 前田重行「グループ会社関係における信用補完と表明保証責任について」『金融取引における信用補完に係る現代的展開』（金融法務研究会事務局,2012）61 頁では、保証予約とは、債務者の親会社またはその他第三者が債務者のために、債務者に対して将来債権者から請求された場合または一定の事由が生じた場合等には、保証債務を負担するという契約を指すものと考えられている。

¹⁰³ 前田・前掲注 101) 64 頁では、経営指導念書は、その名称も経営指導念書の他に単なる念書、確認書、覚書等の名称が使われており、その内容は多様であるため、一義的に定義することは困難である。経営指導念書については、実務上の使われ方やある程度共通した内容から見ると、企業グループ内の企業が金融機関等から債務の返済猶予や新たな融資を受けるに際して、当該企業グループの親会社等が当該金融機関等に対して正式の保証を行う代わりに、当該債務者会社の経営支援、経営指導等を行うこと約したり・・・債務の履行につき指導することもしくは迷惑をかけないことなどの内容を有しているのが通常である。

(図3-4) 事案の概要¹⁰⁴



X社は、(a)の保証の対価として債券の額面総額に対し年0.1%相当額の保証料をA社から受け取っている。(b)のキープウェル契約、(c)の保証予約念書および(d)の「経営指導念書」については、対価を受け取っていない。原処分庁は、本件の(a)から(d)までは、措置法66条の4の「役務の提供」に当たるとした上で、平成3年度から平成7年度までの各事業年度について、次の方法により算出した保証料額を独立企業間価格とし、実際に支払われた保証料額との差額について更正をした。原処分庁の独立企業間価格算定方法は、米国格付会社が公表する格付けおよびデフォルト確率のデータを基に、A社がX社から保証取引による保証を受けないで発行するとした場合の債券の格付けを「BBB」と認定した上で、A社とX社のそれぞれの債券の格付け(A社は外部の格付会社から「A」の格付けを得ている。)に対応する年間デフォルト確率の差を保証料率とし、この料率によってX社の(a)から(d)までの取引の保証料を算定する方法である。

②Xの主張

(a)は、原処分庁が採用した計算方法は市場のコンセンサスを得られていたとはいえないので相当でない。原処分庁は本件算式が「市場のコンセンサス」を得ているとの抽象的な説明をするが、日本で保証を引き受けるというリスクの度合いを測定する「信用リスクの計量化」の議論が行われるようになったのは最近のことで、本件算式が平成元年、2年ころに「市場のコンセンサス」を得られていたとはいえない。(b)から(d)の取引は保証取引とは異なるので移転価格税制の適用はない。

③国税庁の主張

本件算式は、金融市場でコンセンサスを得られている保証料の算式であり、これを適用すると独立企業間価格としての保証料が算定できるから、その比較可能性を検討するまでもない。

¹⁰⁴ 裁決事例集 No.63 454 頁より筆者作成

④ 裁決の要旨

(ア) 保証類似取引について

本件キープウェル契約は、保証取引とは契約形態は異なるものの、本件各キープウェル契約の締結により、請求人は債券購入者に対して実質的に保証があったとした場合と同程度の法的責任を負い、その結果として、A社は、本件保証取引があったとした場合と同等の格付けを取得し債券を発行することが可能になったと認められる。以上から判断すると、本件キープウェル契約の締結については、その独立企業間価格の算定にあたり、保証取引を比較対象取引とすることは相当であると認められる。これに対して本件各保証予約念書と本件各経営指導念書は、保証と同等の法的責任を負っているということとはできない。したがって、これを保証取引とみなして独立企業間価格を算定することは相当でない。

(イ) 独立企業間価格の算定方法

原処分採用した計算方法は、合理的であるとするに足りる証拠は認められないので採用できない。本件算式が「金融市場でコンセンサスを得られている」か否かは、金融市場の参加者の大部分が、現実に、本件算式により保証料を算定しているか否かにより判断すべきである。審判所の調査によっても、審査請求事業年度において金融市場の参加者により保証料率の算定に使用されていたとはいえない。

審判所が銀行の保証取引を調査したところ、本件保証取引と時期を同じくする平成元年8月から平成2年11月までに、ユーロ市場で発行した債券にかかる保証取引の保証料率は0.1%であったことを把握した。本件保証取引については、銀行保証取引を比較対象取引とする独立価格比準法と同等の方法を適用すべきであり、独立企業間価格の算定に用いる保証料率は0.1%が相当である。

本件キープウェル契約と本件銀行保証取引とはその契約形態に違いはあるものの、実質的に保証と同等の機能を有するものであると認められることから、本件銀行保証取引を「独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法」における比較対象取引として、本件キープウェル契約の独立企業間価格の算定を検討することになる。平成2年までの本件キープウェル契約の締結等については、本件銀行保証取引を比較対象として算定することができると認められるが、平成3年以降の本件キープウェル契約については、銀行保証取引の保証料率の水準が平成2年以前に比して急激に上昇するとともに、銀行保証取引の保証料率の乖離は2倍から3倍までとあまりにも大きく、比較対象取引として銀行保証取引を使うことができないので、独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法を採用することができず、また、その他政令で定める方法を採用する余地もない。

⑤ 裁決に関する評価について

上述の国税不服審判所の判断に関して、(ア) 保証類似取引について (イ) 独立企業間価格算定方法について、学説を確認する。

(ア) 保証類似取引について

竹内氏は、保証取引を前提とする算定方法を適用することの可否について、裁決は、本件各保証類似取引の法的拘束力が保証取引のそれと同じか否かという点を、保証取引を比較対象取引とするか否かの判断基準とし¹⁰⁵、裁決はその根拠を請求人が負担する訴訟等による法的責任追及のリスクの相違に求めている¹⁰⁶と述べた上で、この点、債権者が倒産し保証人としての法的責任追及を受けるリスクと保証料率に相関関係が認められることに異論はないと思われる。そして、法的拘束力がなければ保証類似取引者はまったくリスクを負担しないのであるから、保証料は零となるか、零に近づくであろう。このため、法的拘束力の有無と保証料の有無の間に密接な相関関係が認められる。そうであれば、保証類似取引の保証料率決定のための比較対象取引として保証取引を採用することの可否を判断するメルクマールとして、保証類似取引の法的拘束力の有無を採用した裁決の判断は妥当であると考え¹⁰⁷と評価している。この点、羽床氏はキープウェル契約の移転価格税制上の取り扱いについて、「納税者は移転価格税制上のリスクを避けるためにキープウェル契約の性格を保守的に考えて保証類似行為としているかもしれませんが、契約内容を分析し、その契約に基づく行為が保証類似行為なのか、あるいは、親会社はその株主に対して負っているスチュワードシップ責任に基づく行為なのかを慎重に検討することが肝要であると考えます。後者であれば対価の授受は必要ないと考えます」¹⁰⁸としている。

(イ) 保証料の独立企業間価格算定方法

保証料の独立企業間価格算定方法について、竹内氏は、原処分庁と裁決の認識の違いは、独立企業間価格を算定するにあたって「比較可能性」を要求するか否かにあるとし¹⁰⁹、準ずる方法と同等の方法である以上、「比較可能性」は要素であり、措置法第66条の4第2項第1号ロが規定する算定方法は同条第2項第1号イの定める方法に準ずる方法と同等の方法である以上、同条第2項第1号イの規定を無視することはできず¹¹⁰、裁決の立場に賛成する¹¹¹としている。

また石川氏も、本判決は、課税庁の採用した独立企業間価格の算定方法が、金融市場において保証料の算定に用いられてきたとはいえないので相当でない判断した上、Xの予備的主張の趣旨にも着目し、本件国外関連取引のうち保証取引及びキープウェル契約の締結等の一部について銀行の保証取引を比較対象取引として独立企業間価格を算定すること

¹⁰⁵ 竹内辰介「国際取引にかかわる租税判例、裁決例の分析 第15回 保証料の独立企業間価格」国際商事法務 32巻7号（国際商事法研究所,2007）946頁

¹⁰⁶ 竹内・前掲注105）942-947頁

¹⁰⁷ 竹内・前掲注105）946頁

¹⁰⁸ 羽床正秀『平成27年度移転価格税制詳解』（大蔵財務協会,2015）421頁

¹⁰⁹ 竹内・前掲注105）946頁

¹¹⁰ 竹内・前掲注105）946頁

¹¹¹ 竹内・前掲注105）946頁。また、947頁では、本件を国内において保証料の「適正価格」が問題となった事案〔宮崎地判平成12.11.27判決〕と比較して、保証料の「適正価格」と「独立企業間価格」の算定方法は志向を同じくすると指摘している。

が相当であると判断したものであり¹¹²、東京地裁判決等〔上記東京地判所平成18年10月26日判決：筆者加筆〕からしてその判断は妥当といえよう¹¹³と評価している。

3-2 OECDでの移転価格におけるグループ内金融取引の取り扱い

(1) OECDにおけるグループ内ファイナンスの沿革¹¹⁴

OECDにおいて、移転価格に係るグループ内金融取引は長年にわたり議論されてきた。Petruzziによると、1972年OECD租税委員会の第4部会および第5部会において国際的融資の課税に関する問題が検討され、1973年のOECD CFAの報告書では、多国籍企業の「財務戦略」に関する課税問題の重要性が強調された、と説明される¹¹⁵。当初、ファイナンスに関する一般的な課税問題に対処することを目的としたこの取り組みは、1974年の移転価格面に焦点を当て始めた¹¹⁶。1年後、OECD租税委員会は、「Treatment of Loans」に関する移転価格の問題について検討するための報告書の草案を公表した¹¹⁷。これにより、1979年移転価格報告書¹¹⁸では第5章全体をローンに関する問題に捧げることになった¹¹⁹。

1979年OECD移転価格報告書は、グループ内ローンに対処するために、2段階アプローチが記載されている。

①取引を出資ではなくローンとみなすべきかどうかを明らかにする¹²⁰。

②独立企業間利率を測定する¹²¹。

OECDが特にグループ内ファイナンスに対処するための移転価格の問題を、初期に集中的に取り組んだ後、この分野におけるCFAの取り組みの焦点は、過少資本に関する問題に焦点を当てるものであった。この後者の作業は、1986年のOECDの過小資本報告書の公表につながった。

しかし、グループ内ローンに関連する移転価格の問題を具体的に論じる章は、1995年に公表されたOECDガイドラインには含まれていない。この変更の理由はあいまいである。

¹¹² 石川欽也「裁決の紹介と解説 保証取引と移転価格課税に関する考察[国税不服審判所平成14.5.24裁決]」月刊税務事例 Vol.39 No.4 (財経詳報社,2007) 27-32頁

¹¹³ 石川・前掲注112) 30-31頁

¹¹⁴ OECD東京センターに問い合わせたところ、OECDのアーカイブの中には一部非公開資料があったため、本項では、Raffaele Petruzzi, *transfer pricing issues related to in tra-group financing: Transfer Pricing Aspect of Intra-Group Financing* (Kluwer Law International, 2016), pp87-90を参考としている。

¹¹⁵ *Id.* at 114

¹¹⁶ *Id.* at 114

¹¹⁷ *Id.* at 114

¹¹⁸ OECD Committee on Fiscal Affairs *Transfer Pricing and Multinational Enterprises* (1979)

¹¹⁹ *Id.* at para. 180-202

¹²⁰ *Id.* at para. 183-191

¹²¹ *Id.* at para. 192-201

その後、OECD ガイドラインには、グループ内ファイナンスに関する問題に具体的に対応した章がない。しかし、BEPS プロジェクトにおける上記の OECD の取組みは、おそらく 2016 年と 2017 年の間にこのテーマを取り入れるであろう¹²²。

Petruzzi の指摘する移転価格における金融取引の指針については、OECD 移転価格ガイドラインにおいて記載されている¹²³。なお、現段階では移転価格における金融取引の指針は公表されていない¹²⁴。

(2) BEPS 及び OECD 移転価格ガイドラインの取り扱い

OECD 移転価格ガイドライン 2017 では、保証取引について第 7 章で次のように規定されている。

「同様に、関連者が特定の活動ではなく、単に大きな事業体の一部であることに帰せられる付随的な便益を受けている場合は、当該関連者はグループ内役務提供を受けているとみなされるべきではない。例えば、ある関連者が、提携したというだけで提携しない場合よりも高い信用格付けを得ている場合、いかなる役務も受けていないが、より高い信用格付けがグループの他のメンバーによる保証によるものである場合や、関連者が世界的なマーケティング及び広報活動に関する意図的な協調活動から便益を受けている場合、グループ内役務提供は通常存在するであろう。この観点から、受動的関係 (passive association) は、グループの特定メンバーの収益能力を積極的に高めるという多国籍企業グループの特質の積極的な促進とは区別すべきである。」¹²⁵

この点について三村氏は、現実に債務保証等の事実がある場合には、保証という役務提供の対価支払が必要となる旨が明記されている¹²⁶と説明する。

また、第 1 章セクション D では多国籍企業のグループシナジーについて記載がされており、その中で保証取引の取り扱いの事例があり参考となる¹²⁷。

¹²² Petruzzi *supra* note 51, at 87-90

¹²³ OECD, *Transfer Pricing Guidelines for Multinational Enterprises and Tax Administrations 2017* para1.167

¹²⁴ 平成 25 年 10 月 8 日「税制調査会資料〔国際課税関係〕」(http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2013/_icsFiles/afieldfile/2013/10/08/25zen3kai2_1.pdf) [2018/1/10 最終アクセス] p28 では、BEPS 行動計画 4 において「親子会社間等の金融取引に関する移転価格ガイドラインを策定する」と記載されている。また、青山氏は BEPS プロジェクトより今後公開される予定のものとして、「未定ですけれど、これは非常にボリュームが多く大変な作業になると思うのでまだ時間がかかりますが、金融取引に関する移転価格ガイダンスなどがまだ候補として残っています」と説明する(青山慶二「BEPS 報告書執行段階の諸課題」租税研究第 803 号(日本租税研究協会,2016) 301,310 頁)。

¹²⁵ OECD *Transfer Pricing Guidelines for Multinational Enterprises and Tax Administrations 2017* para7.13 日本語訳は、『BEPS プロジェクト 2015 年最終報告 行動計画 3,4,8-10,14』(社団法人日本租税研究協会)から引用することとする。

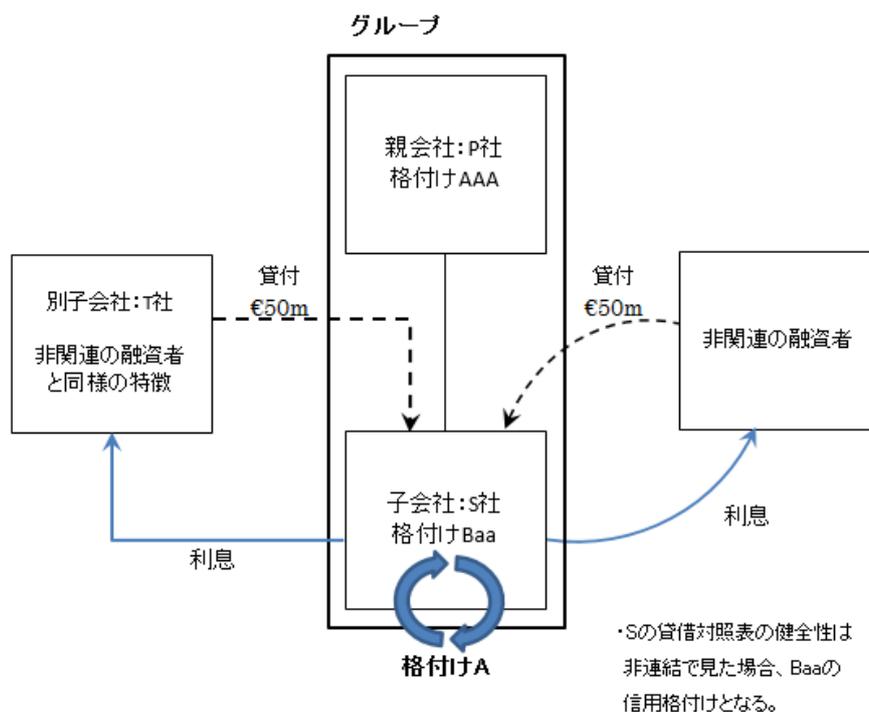
¹²⁶ 三村・前掲注 49) 14 頁

¹²⁷ OECD *supra* note 125 para1.157-1.167

①事例 1¹²⁸

Pは金融サービス事業を行う多国籍企業グループの親会社である。グループの連結貸借対照表が健全なため、Pは継続的にAAAの信用格付けを得ている。Sはこの多国籍企業グループのメンバーで、グループの他メンバーと同種の金融サービスを提供する事業を行い、重要な市場で大規模な活動を行っている。しかしながら、Sの貸借対照表の健全性は、非連結で見た場合、Baaの信用格付けとなる。それにもかかわらず、SはPグループのメンバーであることから、非関連者の大手融資者はSに対し、格付けAの非関連者の借り手に対して適用される利率（つまり、Sが同一の貸借対照表を持つ非関連の事業体であったならば適用されたであろう利率よりも低い利率であるが、当該多国籍企業グループの親会社に適用される利率よりは高い利率）で融資する。

(図3-5) ガイドライン事例1参考図¹²⁹



Sが非関連の融資者から、格付けAの借り手に適用される市場利率で5,000万ユーロを借り入れると仮定する。さらに、SはPの別の子会社であり非関連の融資者と同様の特徴を有するTからも、非関連の融資者と同一の条件及び同一の利率（つまり、信用格付けAの存在を前提とした利率）で、同時に5,000万ユーロを借り入れると仮定する。さらに、この非関連者の融資者は、条件設定の際、SがTからも同時に融資を受ける事実を含め、Sの他の借入金に気付いていた。

¹²⁸ *Id.* at para1.164-1.165

¹²⁹ *Id.* at para1.164-1.166 より筆者作成

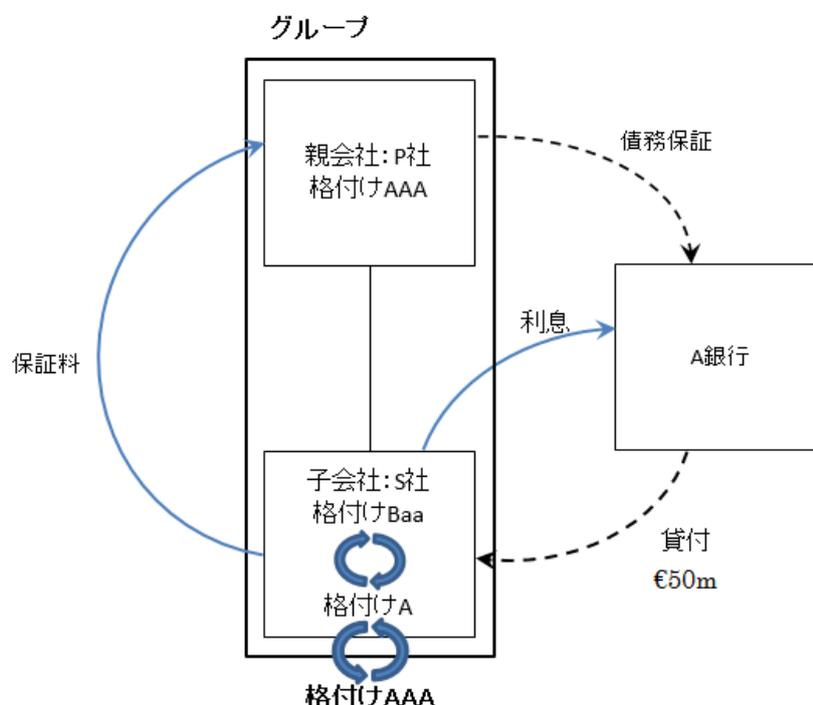
この状況においては、S に対する T の融資の利率は独立企業間の利率である。なぜなら、(i) 比較対象取引において、非関連の融資者が S に適用した利率と同じであり、(ii) 融資を受けることができるシナジー的な利益は、S がグループのメンバーであることのみから生じ、多国籍企業グループのメンバーの意図的な協調活動によるものではないため、S がグループのメンバーでなければ利用できない低い利率で非関連者から融資を受けることを可能にするグループシナジーの利益に対して、支払又は比較可能性を調整することは不要であるからである。

② 事例 2¹³⁰

S の信用状態及び借入力に関する事実は、先の事例と同一とする。S は A 銀行から 5,000 万ユーロを借り入れる。機能分析では、A 銀行は正式な保証を付けずに格付け A の借り手に適用される利率で、S に対して融資をするであろうことが分かった。しかしながら、格付け AAA の借り手が利用可能な利率で A 銀行に融資を行わせるため、親会社は A 銀行からの融資に対して保証することに合意している。これらの状況に基づくと、S は特別な保証に対して親会社に保証料を支払わなければならない。独立企業間の保証料を計算する際、この保証料は S の信用状態を Baa から AAA に格上げする利益ではなく、S の信用状態を A から AAA に格上げする利益を反映するべきである。S の信用状態を Baa から A に改善させることは、グループ内の受動的関係から純粹に得られたグループシナジーに起因するものであり、本節の規定に基づき報酬を支払う必要はない。S の信用状態を A から AAA に格上げすることは、意図的な協調活動、つまり親会社による保証の提供に帰属するものであるため、報酬が支払われるべきである。

¹³⁰ *Id.* at para1.167

(図3-6) ガイドライン事例2参考図¹³¹



事例2は、金融取引に関する保証料に係る包括的な移転価格指針を提供しているとみなすべきではない。金融取引に関しては、独立企業間条件の決定に係る経済的に関連する特徴の特定を含む、移転価格に対する更なる指針が提供される予定である。当該作業は、2016年及び2017年に行われる。

BEPS プロジェクトを受けて改定された箇所である。宮武氏の説明を引用すると「Example を見ていきますと、Example1 は銀行から金を借りる場合なのです。親会社の信用力の格付けは AAA、子会社の貸借対照表に基づいてだけだと信用力は Baa、ところが銀行は、親会社と同じグループなのだから A で格付けをしましよと言ってくれた。そうした場合に、確かに、グループ・シナジーによって得しているのですけれども、これは付随的なものなので、これについて移転価格上の調整はしないということです。それで、同じ事実の下で、Example2 は、親会社の子会社の保証人になった場合です。銀行はもちろん親会社が保証をすれば親会社の格付けと同じく AAA で利子を決定してやる。そうした場合に、ギャランティーフィーを親会社に払わなければいけない。どうするかというと、調整金額は AAA-A であるべきであって、AAA-Baa ではありませんということを言っています。」¹³²

¹³¹ *Id.* at para1.167: 『BEPS プロジェクト 2015 年最終報告 行動計画 3,4,8-10,14』(社団法人日本租税研究協会) を参考に一部改訂。

¹³² 宮武敏夫「OECD 無形資産移転価格ガイドライン改正最終版第 1 弾」租税研究 785 号(日本租税研究協会,2015) 363-364 頁

と述べている。

このような上記の改定の内容を、山川氏は「受動的関係」と述べ、ガイドラインパラグラフ 1.157～1.173 に盛り込まれることとなるグループシナジーに関する改定であると説明している¹³³。受動的関係 (Passive Association) とは、ある法人が単に多国籍企業内の法人との関係や繋がりを有しているというだけで生じる付随的な便益、をいう。今回の改定では、金融取引に焦点をあて、市場が受動的関係を認識するような場合にはその存在を認識する、という OECD の見解が示されたとしている¹³⁴。独立企業間原則 [135: 脚注筆者] の解釈としての、厳格な機能分離アプローチが緩和されたという見方を取ると、従来解釈からの乖離に見えるが¹³⁶、これは金融取引に焦点を当てているので、例外的に受動的関係を認識したと捉えるのが賢明であろうか¹³⁷と指摘する。また、第一義的には関連者間ローン・保証というお金を借りる法人の信用リスクが価格設定において極めて重要なファクターとなる取引を対象に例外的に受動的関係を認識したものと捉えるのが賢明であろうかとも述べている¹³⁸。受動的関係を無規律に拡張すると機能リスク分析は混迷する懸念を示している¹³⁹。

河野氏は、保証委託契約がない状態であっても、保証会社である親会社等が被保証会社のグループ会社に対して、金銭的なサポートをするという「黙示的なサポート」によって、被保証会社単体のみを考慮した場合の信用力よりも被保証会社の信用力が高くなる効果¹⁴⁰をヘイロー効果と述べている。

3-3. 小括

日本の移転価格税制における取り扱いでは、保証料算定に関する明文の規定や指針は設けられていない。保証料の算定が争点となった上記平成 14 年 5 月 24 日付国税不服審判所の裁決では、「本件算定方法が独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法であるというためには、本件算式により保証料が算定された取引と本件各保証取引等との比較可能性の検討が必要であると解される。」と述べた上で、「原処分庁からは、金融市場の参加者が本件算式を用いて保証料を算定したことを示す証拠資料の提示はなく、・・・本件算式を保証料の算

¹³³ 山川ほか・前掲注 3) 462,487 頁

¹³⁴ 山川ほか・前掲注 3) 462,487 頁

¹³⁵ OECD *supra note* , para1.6 では、「独立企業原則とは、比較可能な状況下での比較可能な取引において (すなわち「比較可能な非関連者間取引」において)、独立企業間であれば得られたであろう条件を参考として利益を調整しようというものであり、多国籍企業グループの構成企業を、1つの統合された事業体の不可分な部分ではなく、別個に事業を営む主体として扱うというアプローチに従うものである。」なお、日本語訳は、『OECD 移転価格ガイドライン「多国籍企業と税務当局のための移転価格算定に関する指針」2010 年度版』(社団法人日本租税研究協会) から引用している。

¹³⁶ 山川ほか・前掲注 3) 462 頁

¹³⁷ 山川ほか・前掲注 3) 462 頁

¹³⁸ 山川ほか・前掲注 3) 487 頁

¹³⁹ 山川ほか・前掲注 3) 487 頁

¹⁴⁰ 河野・前掲注 5) 432 頁

定に用いたとの答述も得られず、本件算式により保証料を算定した取引を確認することはできない。したがって、上記Aの比較可能性を検討することができず、・・・独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法であるということとはできない。」と判断した。この判断は、裁決評釈でも支持があるものであった。

次に、OECDの移転価格における取り扱いでは、保証取引はグループ内役務提供と捉えていることが判明した。また移転価格ガイドラインにおいて、保証取引の事例が記載されており、格付けを用いて保証料率を算定することが示されている。ただし、この事例には、金融取引に関する保証料に係る包括的な移転価格指針を提供しているとみなすべきではないとの記載があり留意が必要である。また、暗黙的支援といわれる問題も指摘した。ここでは、暗黙的支援については、本稿の研究課題としていないため問題の指摘にとどめたい。

第4章 海外における債務保証の取り扱いについて

4-1. カナダでの取り扱い

日本の移転価格税制の債務保証取引については算定方法の明文の規定がなく、課税庁も通達や事務運営要領において考え方を示していない。また、日本以外のほとんどの国においても、グループ内債務保証と特に関連する移転価格の問題をどのように評価するかについての広範なガイダンスを持っていない¹⁴¹。具体的には、オーストラリア、ベルギー、デンマーク、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、スペイン、トルコ、米国にはこのようなガイダンスはない¹⁴²。

この点、カナダにおいて、2009年租税裁判所 (the tax court)、2010年連邦控訴裁判所 (The Federal Court of Appeal) の一連の裁判でイールドアプローチを使用すべきと判決した裁判例がある。この裁判例について、Albert & Stafford は、最近カナダ租税裁判所 (Tax Court of Canada) は、移転価格に関する債務保証料の扱いに対処するための世界で最初の司法判断と思われる判決を下した¹⁴³と述べる。また、裁判で争点となった暗黙的支援 (implicit support) の問題について、Baker & McKenzie Transfer Pricing では、この問題は、カナダに投資する企業だけでなく、OECD ガイドラインに対する裁判所の言及により、他の OECD 諸国に投資する企業にとっても潜在的に重要である¹⁴⁴との指摘がある。しかも、2017年にオーストラリアの Chevron 判決¹⁴⁵が下されたが、保証料の算定方法には言及がなく、それまでの判例をめぐる状況について、Petruzzi は今のところ (出版年は2016年：筆者加筆) 最も有名な事例はカナダのゼネラル・エレクトリック・キャピタルの裁判例である¹⁴⁶と述べる。さらに、カナダにおける移転価格課税は、OECD ガイドラインに準拠することとされている。

¹⁴¹ Petruzzi, *supra* note 51, at. 140

¹⁴² *Id.* at 140

¹⁴³ Albert G., & Stafford, S., *LOAN GUARANTEES AND TRANSFER PRICING : Corporate Taxation* (Thomson Reuters,2010)

¹⁴⁴ Salvador, B.& Chris, R., *BAKER & MCKENZIE TRANSFER PRICING ANNUAL UPDATE*: Journal of International Taxation (Thomson Reuters,2011)

¹⁴⁵ *Chevron Australia Holdings Pty Ltd v Commissioner of Taxation* ([2015]FCA 1092),*Chevron Australia Holdings Pty Ltd (CAHPL) v Commissioner of Taxation* ([2017] FCAFC 62)

¹⁴⁶ Petruzzi, *supra* note 51, p.140

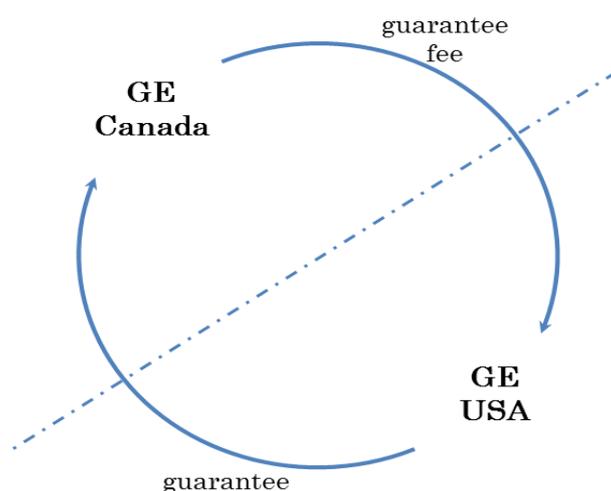
4-2. *General Electric Capital Canada Inc., and Her Majesty The Queen*¹⁴⁷

(1) 事案の概要

ゼネラルエレクトリックの事案は以下の通りである。ゼネラル・エレクトリック・キャピタル・カナダ・インク (GE Canada) はゼネラル・エレクトリック・キャピタル・コーポレーション (GE US) の完全子会社であった。GE Canada はカナダで金融サービス事業を行っている。この事業を運営するに当たり、GE Canada は、資本市場において中期債およびコマーシャル・ペーパーを発行することにより、劣後債を借り入れた。GE US はその債務を保証した。

GE は当初、保証料を受け取らず GE Canada への保証を提供したが、1995 年に保証料を請求し始めた (公に保有されている未返済債務の元本の約 1%)。この保証は、GE Canada の借入活動を容易にし、借入コストを引き下げた。この保証により、信用格付けは GE US と同じ格付けである AAA に改善された。

(図 4-1) 事案の概要¹⁴⁸



¹⁴⁷ *General Electric Capital Canada Inc., and Her Majesty The Queen*, 2009 TCC [563] ;See Richard, G., Pooja S. & Justin, K. 'Canada' in: Anuschka Bakker, Marc M. Levey (eds), *Transfer Pricing and Intra-Group Financing* (the Netherlands: IBFD, 2012), pp.158-163; Albert G., & Stafford, S., *LOAN GUARANTEES AND TRANSFER PRICING: Corporate Taxation* (Thomson Reuters, 2010); *PWC REVIEWS CANADIAN TAX RULING ON GUARANTEE FEE: Tax Notes* (JANUARY 11, 2011): 日本では、河野・前掲注 5) 433 頁以下で、GE Capital の裁判例が若干紹介されている。ここでは、主にヘイロー効果について論じられており、独立企業間価格の算定方法に関する記述は、裁判所においてイールドアプローチが採用されたとの結論のみの記述にとどまる。

¹⁴⁸ *General Electric Capital Canada Inc., and Her Majesty The Queen*, 2009 TCC [563] より筆者作成

大臣は、1996年から1997年の課税年度については第69条2項、1998年-2000年の課税年度については第247条2項(a)および(c)に基づく移転価格規則にしたがって、GE Canadaが保証料の全額を控除することを認めなかった。大臣の立場は、親会社GE USの暗黙的支援(implicit support)のために、GE Canada(GE USの中核子会社として)がすでにAAAの信用格付けを有していたため、明示的な保証が不要であったというものである。その結果、大臣は、保証はGE Canadaにとって価値がないと判断し、保証料の控除を拒否した。

租税裁判所は、1%の手数料が独立企業間価格を超えていないと判断してGE Canadaを支持した。しかし、裁判所はGE Canadaによって述べられた「一定の暗黙的支援やGE USの子会社としての地位に関係なく保証の市場価格に重点を置くことであることが正しい法的テストである」とした主張を退けた(実際に支払われた1%の保証手数料よりもはるかに高い手数料になる)。代わりに、租税裁判所は、国側によって提出された方法(イールドアプローチ)を採用した。GE Canadaの保証の便益は、GE USの完全子会社としての地位を考慮したGE USの保証がある場合とない場合、それぞれの場合のGE Canadaの格付けの比較に基づいて決定される。

租税裁判所は、独立企業間原則は、事実上または法律上相互に支配をしていない当事者間の交渉に影響を与える経済的に関連する特性を明らかにすることを要求すると結論付けた。この裁判例では、2つの経済的に関連する特性が明らかにされた。

①親会社の明示的な保証の存在

②GE Canadaの債権者がGE USに及ぼす評判的(風評)圧力から生じたGE USによるGE Canadaに対する暗黙的支援

租税裁判所は、GE Canadaが行う事業判断を考慮して、GE Canadaが事業計画を実行するために保証が必要であると結論付けた。しかし、保証がない場合のGE Canadaの信用格付けを検討する際、契約上の義務がなくても、GE USがGE Canadaに提供する可能性があると認められるすべての支援も考慮に入れるべきだと裁判所は判示した。この暗黙的支援は、(GE USからの明示的な保証がなくても)GE Canadaの信用格付けを上昇させたが、GE USのAAA格付けの水準には上昇しなかった。実際の保証によって影響を受けた信用格付けの上昇により生じる利子率の節約(低減額)は、1%の手数料を正当化した。

(2) 双方の移転価格算定方法について¹⁴⁹

各当事者は裁判において争うための価格決定方法を提示した。

¹⁴⁹ General Electric Capital Canada Inc., and Her Majesty The Queen, 2009 TCC [563]

(表 4-1) 双方の移転価格算定方法

GE Canada	保険に基づく方法 CDS モデル
CRA ¹⁵⁰	イールドアプローチ

GE Canada は、保険に基づくモデルと CDS 手法を主張した。これに対して、国側は、保証手数料は提供されるサービスに基因する便益の価値を上回ることはできないという理論に基づいて、保証がない場合の GE Canada の信用格付におけるイールドアプローチの下での S&P 信用格付手法を主張した。

(3) 租税裁判所の保証料算定についての判断

裁判所は国側が主張した立場を採用し、GE Canada に対する保証により生じた利息節減額に基づいて適切な手数料が決定されるべきであると述べた。また、他の方法（保険に基づくモデルと CDS 手法）の適用を退けた。

国側は、移転価格調査の first step は、GE US の保証の結果として申立人が享受する便益の価値を計算することであると主張する¹⁵¹。これに対して、申立人の代理人は、このアプローチは独立企業間価格を求めるために必要としないと主張する¹⁵²。さらに、代理人は、国側が間違った取引に価格決めをしたと主張する¹⁵³。

申立人の主張は、申立人の主たる証人である Werner の証言と矛盾している。Werner は、申立人が享受する便益の見積もりに基づいて保証料を決定したと証言した。

具体的には、「保証のこの市場価格にたどり着くときに、正確に何をしたか？」という質問に対して、Werner は「私たちは借り手である GE Canada にとってどんな便益があるのかを判断することから始めた。」と証言したものである。

これにより、租税裁判所は「彼の証言で、Werner は、国側 (crown) によって提案されたイールドアプローチは、実際には独立企業間価格を決定するための好ましい方法であると認めている。彼自身の言葉が示すように、それは彼が自分自身を使用したものである」¹⁵⁴と判断した。

(4) 連邦控訴裁判所の判断¹⁵⁵

連邦控訴裁判所 (The Federal Court of Appeal) は、暗黙的支援は、独立企業間の保証人が保証の価格設定に関連すると認められる要因であったため、適切に考慮されたことを支

¹⁵⁰ Canada Revenue Agency

¹⁵¹ *Supra* note 149 at para. 259

¹⁵² *Id.*, at para. 260

¹⁵³ *Id.*, at para. 260

¹⁵⁴ *Id.*, at para. 262

¹⁵⁵ General Electric Capital Canada Inc., and Her Majesty The Queen, 2010 FCA [344]

持した。それでも、裁判所は控訴を棄却し、保証のために GE Canada が GE US に支払う 1% の手数料が独立企業間価格を超えていないという判決を支持した。

国側は、控訴裁判所の決定をカナダ最高裁判所に上訴するための「上告許可」(leave to appeal) を求めなかった。したがって、この決定は、カナダにおける現在の法律の解釈であり、納税者が少なくとも関連者間の債務保証に係る価格決定において、暗黙的支援の影響を検討する必要があることを裏付けるものである¹⁵⁶。

4-3. カナダの移転価格税制について

(1) カナダの移転価格税制について

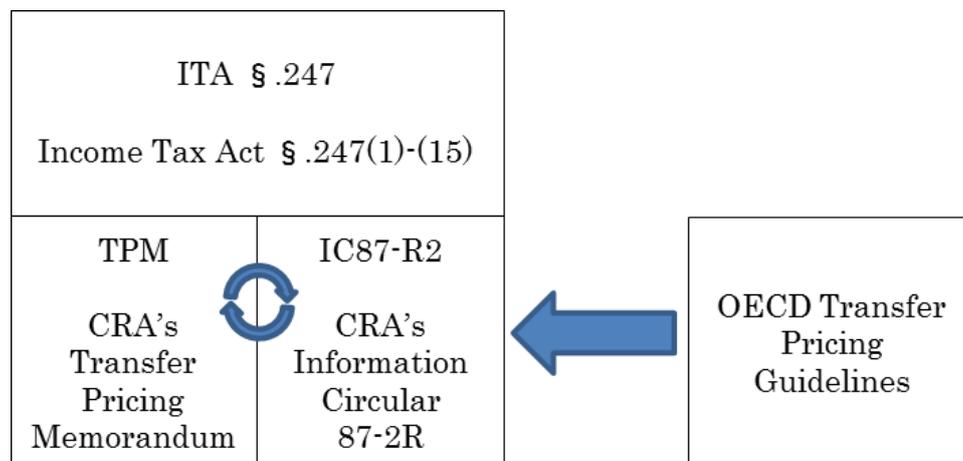
カナダの移転価格税制は所得税法 247 条に規定されている。なお、上記事件があった当時は所得税法 69 条に規定されていたが、1998 年に改正され 247 条に規定されることとなった¹⁵⁷。

ITA247 条には、独立企業間価格を算定するための特別な規定は設けられていない。通達 [CRA's Information Circular 87-2R (IC 87-2R)] や TPM [CRA's Transfer Pricing Memorandum (TPM-02 through TPM-17)] という行政指針があり、詳細が規定されている。また、IC87-2R は、OECD ガイドラインと相互参照されている。

¹⁵⁶ Richard, G., Pooja, S. & Justin, K., 'Canada' in: Anuschka Bakker, Marc M. Levey (eds), *Transfer Pricing and Intra-Group Financing* (the Netherland: IBFD, 2012)

¹⁵⁷ Income Tax Act §.247(1)-(15)。なお、カナダの移転価格税制に関する先行研究として、望月文夫「カナダ移転価格税制と Glaxo 事件判決」(埼玉学園大学紀要,2011) 121 頁以下、平石雄一郎「移転価格税制に関するカナダ・欧州の判例等について」租税研究 487 号(日本租税研究協会,2011) 56 頁以下、小島信子「移転価格税制における独立企業間価格の算定に係る「レンジ」の採用について」税大論叢 67 号(税務大学校,2010) 449 頁以下、カナダ税制について、JETRO 日本貿易振興機構(ジェトロ)「カナダ税制の概要」(https://www.jetro.go.jp/world/n_america/ca/invest_04.html) [2018/1/10 最終アクセス] を参考としている。

(図4-2) カナダの移転価格税制について¹⁵⁸



(2) ITA247条について

ITA247条には、第1項から第15項まで規定が置かれている。

第1項は、定義規定が置かれている。ここでは、独立企業間移転価格（Arm's length transfer price）は、「取引に関して、当該取引の参加者が互いに独立企業間の取引をしているとすれば、当該取引に関して適用されるであろう移転価格の金額」¹⁵⁹を意味する。

第2項は、移転価格の調整（Transfer pricing adjustment）について規定されている¹⁶⁰。この規定により、CRAが、関連当事者取引は独立企業間価格で行われていないと判断した場合には、調整することができることになる。

第3項は、ペナルティの規定である¹⁶¹。第4項は文書化の規定である¹⁶²。

(表4-2) カナダ所得税法（ITA）247条の条文構造¹⁶³

ITA	項	規定の内容
247条	1項	定義
	2項	移転価格の調整
	3項	ペナルティ
	4項	同時文書化
	5項～15項	その他の規定

(3) IC87-2及びTPM-14

ITA247条の解釈指針やガイダンスとしてIC87-2及びTPMがある。独立企業間価格の

¹⁵⁸ ITA §.247,IC87-R2,TPM,OECD Transfer pricing Guideline より筆者作成

¹⁵⁹ ITA §.247(1)

¹⁶⁰ ITA §.247(2)

¹⁶¹ ITA §.247(3)

¹⁶² ITA §.247(4)

¹⁶³ ITA §.247 より筆者作成

具体的な算定方法はこれらに記載がある。

IC87-R2をみると、カナダ歳入庁は移転価格ガイドラインに準拠していることがわかる。IC87-R2 paragraph 4では、この通達の part2 から part6 のおける原則のより詳細な議論については、OECD ガイドラインを参考にする必要があり¹⁶⁴と述べられている。

算定方法について、IC87-R2 para 48 において、伝統的取引基準法 (traditional transaction methods) として独立価格比準法、再販売価格基準法、原価基準法と、取引単位利益法 (transactional profit methods) として利益分割法、取引単位営業利益法が記載されている¹⁶⁵。

また、2012年10月31日に Transfer Pricing Memorandum (TPM)-14 が発遣されている¹⁶⁶。TPM-14 の目的は、OECD 移転価格ガイドラインの重要な変更とこれらの変更に関するカナダ歳入庁 (CRA) の見解の重要な変更についての概要を提供することである¹⁶⁷。さらに、TPM-14 には、「2010年版ガイドラインで行われた変更を考慮すると、IC87-2R のいくつかの段落参照 (paragraph references) はもはや有効ではない」¹⁶⁸との記載がある。

具体的には、TPM-14 において、IC87-2R paragraph 49 は「[OECD 移転価格ガイドライン 2010 : 筆者加筆] パラグラフ 2.2 の変更を反映するように読むべきである」¹⁶⁹とされる。OECD 移転価格ガイドライン 2010 の paragraph 2.2 では、「移転価格算定方法の選択は、特定の事案において最も適切な方法を見出すことを常に目指している・・・」¹⁷⁰とされる。また、IC87-2R paragraph 52 は OECD パラグラフへの参照が削除され、「伝統的取引基準法 (traditional transaction methods) は、取引単位利益法 (transactional profit methods) よりも望ましく、取引単位利益法は、伝統的取引基準法の使用が信頼して適用できないか、まったく適用できない場合に最後の手段として使用される。」¹⁷¹と読むことになる。

OECD において、公表されている Transfer Pricing Country Profiles (更新日 : 2017年11月6日)¹⁷²では、移転価格設定法の適用について、カナダではどの(基準、方法:criterion)

¹⁶⁴ IC87-R2 para.4

¹⁶⁵ *Id.* para.48

¹⁶⁶ TPM-14 '2010 Update of the OECD Transfer Pricing Guidelines':カナダ政府のホームページより TPM-14 を閲覧することができる。(https://www.canada.ca/en/revenue-agency/services/tax/international-non-residents/information-been-moved/transfer-pricing/14-2010-update-oecd-transfer-pricing-guidelines.html) [2018/1/10 最終アクセス]

¹⁶⁷ *Id.* TPM-14 'Introduction'

¹⁶⁸ *Id.* TPM-14 'Conclusion'

¹⁶⁹ *Id.* TPM-14 'Appendix A'

¹⁷⁰ OECD, *Transfer Pricing Guidelines for Multinational Enterprises and Tax Administrations 2010* para2.2. 日本語訳は、『OECD 移転価格ガイドライン「多国籍企業と税務当局のための移転価格算定に関する指針」2010年度版』(社団法人日本租税研究協会) から引用している。

¹⁷¹ *Id.* TPM-14 'Appendix A'

¹⁷² OECD, *Canada: Transfer Pricing Country Profiles* (6 November 2017) (http://www.oecd.org/tax/transfer-pricing/transfer-pricing-country-profile-canada.pdf) [accessed

が使用されるかという問いに対して、「最も適切な方法」と「方法の階層（Hierarchy of methods）」と答えている¹⁷³。この説明として、「カナダ国内の行政指針には、TPG の第 2 章に記載されているガイダンスが反映されている。方法選択の焦点は、各方法の利用可能な比較可能性の程度とデータの有効性と信頼性にある。したがって、最も適切な方法を使用する必要がある。同じやり方で複数の方法を適用することができる場合、自然の階層が優先される。」¹⁷⁴と記載される。

4-4. 小括

カナダの移転価格税制は、法令に独立企業間価格算定の具体的な方法を規定していないが、通達や行政指針に税務当局の考え方を示している。これらを見るとカナダの移転価格税制は OECD に準拠していることがわかる。

カナダの裁判例では、保証の市場価格を求める際、借り手である GE Canada にとってどんな便益があるのかを判断すること、要するに、被保証人（債務者）が享受する便益の見積もりに基づいて保証料を決定することが明らかになった。

2018/1/10]

¹⁷³ *Id.* at 3: また、「国内法は、関連当事者間の取引に関して用いられる移転価格設定方法を規定してるか？」という問いについて、カナダ‘Canada’ pp.3 では、「No」とした上で、「カナダの法律は、関連当事者取引に関して用いられる方法を特定していない。しかし、カナダ国内の行政指針は、TPG の推薦を反映しており、特に OECD の勧告方法を認めている。」と記載がある。

¹⁷⁴ *Id.* ‘Canada’ at.3

第5章 日本における保証料算定の検討

5-1. 検討の対象

第2章では、保証料の方法として主に、CUP法、コスト便益分析、条件付プットオプション、資本コスト等が考え出されていることを確認した。Petruzzi はコスト便益分析について、この方法は、実際には最も一般的に使用されている¹⁷⁵と説明する。また、Russo & Moerer は、この分野の最近の動向は、信用リスク分析がプロセスの中核であり、・・・独立した信用格付機関によって適用される方法への収斂があることを示している、としている¹⁷⁶。日本では、①保証により回避することが可能となった被保証者単体でのデフォルト確率に対応するリスクプレミアムを保証者が回収すべき保証料として算定する手法であるコスト評価アプローチ②保証がある場合と保証が無い場合とで被保証者が得る便益（金利水準の差やデフォルト確率の差）を保証料算定の基礎とする手法である便益評価アプローチの2つの手法が今後主軸になっていくものと考えられると言われている¹⁷⁷。同様に、山川氏も、格付け差を用いて利率や保証料率を導くというアプローチに異論はなく、今後はこのようなアプローチを用いた進展を視野に入れていく必要があるかと思われる¹⁷⁸、と述べている。

したがって、これまでの先行研究より、実務上保証料の独立企業間価格の算定方法として、第2章でみたコスト便益分析と呼ばれるような方法が一般的に適しているものと考えられる。そこで本章では、コスト便益分析を検討の対象とする。

そうすると、コスト便益分析により算定された金額が日本で定めるところの独立企業間価格であるというためには、日本の移転価格税制上の検討が必要である。具体的には、コスト便益分析が、租税特別措置法66条の4第2項各号に規定された方法に該当するといえるかどうかである。そこで、下記ではコスト便益分析が日本の租税特別措置法66条の4第2項各号に規定された方法に該当するかどうかの検討を試みる。

5-2. 日本における保証料の独立企業間価格

日本の移転価格税制では、独立企業間価格の算定について、「棚卸資産の販売取引又は購入」（租税特別措置法66条の4第2項1号）と「それ以外の取引（役務提供取引）」（租税特別措置法66条の4第2項2号）に区別され、それぞれ規定がされている。まず、類似の状況下での第三者取引が存在する場合には、「独立価格比準法と同等の方法」（租税特別措置法66条の4第2項2号、1号イ）を用いることができるであろう。一方で、「原価比準法

¹⁷⁵ Petruzzi *supra* note 51, p.37

¹⁷⁶ Russo, A. & Moerer, O. *supra* note 62, at 37

¹⁷⁷ 新日本アーンスト アンド ヤング・前掲注54) 3頁。なお同頁では、この他にも金融機関によるスタンド・バイ・レター・オブ・クレジットに係る保証料率を比較対象取引としたCUP法等が理論的に考えられるが、実務上CUPの候補と成り得る比較対象取引を見つけることは困難な場合が多い。

¹⁷⁸ 山川ほか・前掲注3) 462頁

と同等の方法」(租税特別措置法 66 条の 4 第 2 項 2 号、1 号ハ) の適用の可否については、保証取引における原価は保証先が債務不履行にならないように管理するためのコストであり、多額の追加コストをかけないのが一般的である。そのため、保証料の大部分は保証人(会社) が引き受ける信用リスクに対する対価(リスクプレミアム)、すなわち、利益そのものであることから、保証取引に対する「原価基準法と同等の方法」の適合性は非常に低いと思われる。また、保証人は引き受けた信用リスクを移転するための買手になることはできても、一度引き受けた信用リスクを再度引き受けることとなる売手になることはできないため、「再販売価格基準法と同等の方法」(租税特別措置法 66 条の 4 第 2 項 2 号、1 号ロ) についても、保証取引に対する適合性はなく、その適用の余地は全くないものと考えられる¹⁷⁹。その他の適用としては、柔軟性を有すると言われる¹⁸⁰「準ずる方法」が考えられる。具体的には、金融市場における保証料の決定過程を参考として用いるなどの「独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法」(租税特別措置法 66 条の 4 第 2 項 2 号、1 号ニ) が考えられる¹⁸¹。

5-3. 比較可能性の検討

(1) 比較可能性について

日本の移転価格税制では、独立企業間価格を算定するにあたって、一部の方法を除き、比較可能な取引であることが要件となっている。この点、「昭和 61 年改正税法のすべて」は、独立企業間価格の算定方法の解釈・適用に当たっては、問題となった取引と独立企業間価格の算定に当たって準拠する取引との比較可能性が常に重要なポイントとなることに留意する必要があると説明する¹⁸²。

平成 14 年 5 月 24 日付国税不服審判所の裁決では、「本件算定方法が独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法であるというためには、本件算式により保証料が算定された取引と本件各保証取引等との比較可能性の検討が必要であると解される。」と判示したうえで、「原処分庁からは、金融市場の参加者が本件算式を用いて保証料を算定したことを示す証拠資料の提示はなく、また、当審判所が、金融市場の主要な参加者である銀行、証券会社及び損害保険会社の複数を対象に調査したところによっても、本件算式を保証料の算定に用いたとの答述も得られず、本件算式により保証料を算定した取引を確認することはできない。したがって、上記 A の比較可能性を検討することができず、比較可能性の検討がされていない本件算定方法は、・・・独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法であるということではできない。」と判断した。

以上のように、「独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法」の適用には比較可能性の検討が必要である。

¹⁷⁹ 羽床・前掲注 108) 418-419 頁

¹⁸⁰ 藤枝純=角田伸広『移転価格税制の実務詳解—BEPS 対応から判決・裁決事例まで—』(中央経済社,2016) 145 頁

¹⁸¹ 羽床・前掲注 108) 418-419 頁

¹⁸² 『昭和 61 年改正税法のすべて』(大蔵財務協会,1986) 199 頁

(2) 信用リスクをめぐる議論

近年の銀行による不良債権問題等をきっかけとして、日本の金融市場では信用リスク定量化の議論が定着しつつあり、金融機関等はデフォルト率といった各取引先の信用リスクを適切に評価しながら保証料等を算定していると考えられる¹⁸³との指摘がある。そこで下記では、信用リスクをめぐる議論を検討する。

過去 30 年間で、信用リスクの理解と測定は、主に以下の要因により大きく変化した¹⁸⁴。

(表 5-1) 信用リスク測定の発展について¹⁸⁵

信用リスク測定の発展について
規制緩和
信用市場の拡大
貸借対照表貸付から、キャッシュフロー貸付に移行
オフバランスシートリスクの増加
証券化の促進
財務理論の進歩
クレジットデリバティブ市場の発展
銀行のバーゼルⅡと保険会社のソルベンシーⅡを含む国際基準の規制改革

これらの要因が、最終的に信用リスクを測定するための革新的な手法を生み出している¹⁸⁶。生存分析、ニューラルネットワーク、数学的プログラミング、決定論的及び確率論的手法によるシミュレーション、確率解析学、およびゲーム理論などの統計およびオペレーションズ・リサーチの手法はすべて信用リスク測定の発展に貢献している¹⁸⁷。

ここで、日本の金融機関の信用リスク管理について検討したい。

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクである¹⁸⁸。信用リスクの計量化は、信用リスクのボリュームを統計的分析手法によって融資先（与信先）の一定区分（た

¹⁸³ 新日本アーンスト アンド ヤング税理法人・前掲注 54) 7 頁。この点、中山清ほか「相互協議の現状について（意見交換）」租税研究（日本租税研究協会,2004）74 頁〔千葉雅英発言〕では、「世の中は変わってきてまして、不良債権問題がこれだけ顕在化し、各銀行はかなり取引先のリスクを評価しながら、保証料等を決めていらっしゃると思います」と説明する。

¹⁸⁴ Petruzzi *supra* note 51, at 170

¹⁸⁵ Caouette, J.B. et al., *Managing Credit Risk: The Great Challenge for the Global Financial Markets, 2nd edition* (John Wiley & Sons, 2008), p. 127.

¹⁸⁶ Petruzzi *supra* note 51, at 170

¹⁸⁷ Caouette *supra* note 185, at 128

¹⁸⁸ 金融庁『金融検査マニュアル』(<http://www.fsa.go.jp/common/law/>) [2018/1/10 最終アクセス] 131 頁

たとえば信用格付)ごとに定量的に計測し把握することとされ¹⁸⁹、個別融資先の信用リスク量を具体的に把握する基本的手法と説明される¹⁹⁰。

信用リスクを具体的に把握するための計量化手法として、通常は、将来的な貸倒損失額を統計的手法で推計する。そのためには融資先(与信先)を一定の基準によって区分し(信用格付や債務者区分等)、区分ごとに次のような算式で損失額を予測する¹⁹¹。

(式5-1) 統計的貸倒損失額の算定について¹⁹²

$$\text{統計的貸倒損失額} = \text{当該区分の与信先のエクスポージャー} \times \text{デフォルト確率}$$

実際の計量化作業においては、個別のエクスポージャーを算定することは煩雑なため、回収可能額を過去のデータから推計して、前記の算式を次のように変形して用いる¹⁹³。

(式5-2) 統計的貸倒損失額の算定について②¹⁹⁴

$$\text{統計的貸倒損失額} = \text{当該区分の与信額} \times (1 - \text{回収率}) \times \text{デフォルト確率}$$

このような考え方を踏まえ、貸出金利は、次のような算式で決定される¹⁹⁵。

(式5-3) 貸出金利の算定について¹⁹⁶

$$\text{貸出金利} = \text{信用リスクコスト} + \text{資金調達コスト} + \text{経費コスト} + \text{利鞘}$$

以上より、日本の金融市場では信用リスク計量化の議論が定着しつつあり、金融機関等はデフォルト率といった各取引先の信用リスクを適切に評価しながら貸出金利を算定していると考えられる。

次に、日本の保証機関の保証料の算定について検討したい。

江口氏によれば、信用保証協会の保証は、いわゆる金利的・手数料的な性格のものとは異なり、信用保証協会が中小企業者等の委託に基づいて保証を行う対価として徴収する信用保証制度独自のものであり、この信用保証料は、信用保証協会経営のため、直接利用者から徴収する唯一の収入源である¹⁹⁷と説明される。関沢氏は、信用保証料率は、本来、信用保証事

189 高橋俊樹『融資審査 第3版』(金融財政事情研究会,2015) 22頁

190 高橋・前掲注189) 22頁

191 高橋・前掲注189) 23頁

192 高橋・前掲注189) 23頁

193 高橋・前掲注189) 23頁

194 高橋・前掲注189) 23頁

195 高橋・前掲注189) 161頁。なお22頁では、なお、信用リスクコストとは信用リスクの量と説明される。

196 高橋・前掲注189) 161頁

197 江口浩一郎『信用保証〔第3版〕』(2007,金融財政事情研究会) 198頁

業にかかわる経費、信用供与に伴う危険負担の蓋然性等を考慮して決定するものとされるが、現実には中小企業育成の観点から、従来は一律の料率がいわば政策的に決定されてきた。しかしながら、平成 18 年 4 月より、一部の保証制度を除き、原則一律であった信用保証料率を中小企業者の経営状況をふまえた信用保証料率体系に改め、基準となる保証料率を保証金額に対し年 0.5～2.2%の範囲で 9 区分に細分化して定めた。その基準料率に個々の中小企業者の財務以外の要因を加味して、適用料率を決定している¹⁹⁸と指摘する。

この点、信用保証協会は「保証料率は、お客様の決算内容等をもとに、CRD によるスコアリングシステムを活用し、保証審査を踏まえ、下表の 9 区分のいずれかの料率を適用します。貸借対照表及び損益計算書を作成していない中小企業者については、下表の区分 5 の料率を適用します。」¹⁹⁹と説明する。「CRD は、「中小企業信用リスク情報データベース (Credit Risk Database)」の略称で、信用保証協会や金融機関から中小企業の財務データ等を収集し、データベース化したものです。」²⁰⁰と説明される。スコアリングサービスは「CRD に蓄積されているデータを用いて構築した「CRD モデル」により、企業の将来の信用力を予測 (スコアリング) します。予測結果は、その企業が将来デフォルトする確率「推計デフォルト確率 (PD)」をパーセント (%) または評点で表します。」²⁰¹と説明される。以上より、保証料の決定過程の一部として、信用保証協会は、内部格付制度により、デフォルト確率に基づく方法を用いていると推測ができる。

したがって、信用保証協会の保証はいわゆる金利的・手数料的な性格のものとは異なるとの指摘があり、信用保証協会のデフォルト確率を用いた算定方法が直ちに日本の独立企業間価格の比較対象取引となり得ると結論付けることはできないが、これはコストベースアプローチの考え方に沿うもので、関沢氏の「信用保証料率は、本来、信用保証事業にかかわる経費、信用供与に伴う危険負担の蓋然性等を考慮して決定するものとされる」との説明を踏まえると、今後、保証協会以外の銀行保証などの保証料率の決定過程を検討する余地はあるもの考えられる。この検討は今後の検討課題としたい。

5-4. カナダにおける保証料算定の検討

(1) 日本とカナダの移転価格税制の比較

第 4 章でみたように、カナダの移転価格税制は、法令には具体的な算定方法が明記されておらず、通達において、伝統的取引基準法 (traditional transaction methods) として独立価格比準法、再販売価格基準法、原価基準法と、取引単位利益法 (transactional profit

¹⁹⁸ 関沢正彦『信用保証協会の保証 [第 5 版]』(2015,金融財政事情研究会) 188 頁

¹⁹⁹ 大阪信用保証協会「信用保証料率」『ご利用案内 信用保証料について』(<http://www.cg-c-osaka.jp/guide/charge/>) [2018/1/10 最終アクセス]

²⁰⁰ 大阪信用保証協会・前掲注 199)

²⁰¹ 一般社団法人 CRD 協会「スコアリングサービス」(<http://www.crd-office.net/CRD/service/scoring/index.html>) [2018/1/10 最終アクセス]

methods) として利益分割法、取引単位営業利益法が記載されている²⁰²。また、TPM-14 をや OECD において、公表されている Transfer Pricing Country Profiles (更新日：2017 年 11 月 6 日)²⁰³を確認すると、2010 年度版移転価格ガイドラインにあるように、同じやり方で複数の方法を適用することができる場合には自然の階層が優先され、取引単位営業利益法より伝統的取引基準法が望ましいという見解を示していることがわかる。

これに対して、日本の移転価格税制は、法令において、上記同様の方法が規定されており、最も適切な方法を選択することになっている²⁰⁴。Transfer Pricing Country Profiles (更新日：2017 年 11 月 6 日)²⁰⁵では、移転価格設定法の適用について、「方法の階層 (Hierarchy of methods)」にチェックは入っておらず、「最も適切な方法」のみとなっている。また、わが国の独立企業間価格算定方法の特徴として、「準ずる方法」を独立企業間価格の算定方法として認めていること²⁰⁶が指摘される。

これより、日本とカナダの移転価格税制の違いが伺える。

(表 5-2) 日本カナダの独立企業間価格の算定について²⁰⁷

	日本	カナダ
規定	租税特別措置法 66 条の 4 第 2 項 (措置法施行令 39 条の 12 第 8 項) 独立価格比準法、再販売価格基準法、 原価基準法、利益分割法、取引単位営 業利益法、準ずる方法	法令には具体的な算定方法の規定 なし。 通達に CUP, Resale Price, Cost Plus, TNMM, Profit Split
算定方法の 優先順位	最も適切な方法	最も適切な方法 方法の階層
OECD ガイド ライン	準拠する	準拠する

ここで「準ずる方法」とは、取引内容に適合し、かつ、基本 3 法の考え方から乖離しない合理的な方法をいうものと解する²⁰⁸と説明される。

²⁰² IC87-R2 para.48

²⁰³ OECD, *supra* note 172, at 2

²⁰⁴ なお、上記の OECD が公表している OECD, *Japan: Transfer Pricing Country Profiles* (October 2017) (<http://www.oecd.org/tax/transfer-pricing/transfer-pricing-country-profile-japan.pdf>) [accessed 2018/1/10] を見てみると、「国内法は、関連当事者間の取引に関して用いられる移転価格設定方法を規定してるか？」という問いに対して、「Yes」とした上で、「CUP, Resale Price, Cost Plus, TNMM, Profit Split」と回答している。

²⁰⁵ *Id.* at 2

²⁰⁶ 藤枝=角田・前掲注 180) 142 頁

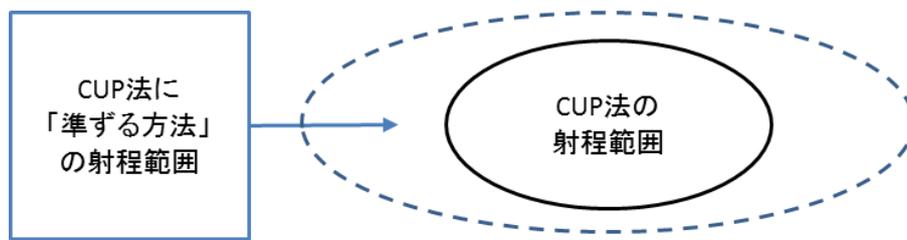
²⁰⁷ 日本・カナダの移転価格税制より筆者作成

²⁰⁸ アドビンステムズ事件。第一審：東京地方裁判所平成 19 年 12 月 7 日判決（訟務月報 54 巻 8 号 1652 頁）第二審：東京高等裁判所平成 20 年 10 月 30 日判決（税務訴訟資料 第 258 号-203（順号 11061）国税庁 HP(<http://www.nta.go.jp/ntc/soshoshiryo/kazei/2008/p>

この点、藤枝氏は、柔軟性を有する「準ずる方法」の適用範囲をどこで画すべきなのかという疑問が生じると指摘する。明記されたある特定の算定方法の「考え方から乖離しない合理的な方法」という基準の内容は必ずしも明確ではないと述べ、「準ずる方法」の容易な拡大適用は避けるべきとの考え方を示している²⁰⁹。米国、ドイツで認められている DCF 法等の方法について、現行法上の解釈によって DCF 等の評価技法を導入することが困難なのであれば、法令改正によって DCF 法等の評価技法を導入することを検討する必要があるように思うと説明する²¹⁰。

これに対して、望月氏は、CUP 法の射程範囲よりは CUP 法に「準ずる方法」の方が多分広いはずであると説明する²¹¹。(図 5-1)のように CUP 法の射程範囲が実線とすると、「準ずる方法」の射程範囲が普通に考えれば当然広がるはずなので、下記のような形になると述べる²¹²。

(図 5-1) 「準ずる方法」の射程範囲²¹³



そして、独立企業間価格の算定方法においては国際的なコンセンサスが当然求められるので、その結果として、A 国の CUP 法と B 国の CUP 法の射程範囲が違ってはまずい、基本的には同じでなければならない²¹⁴と述べる。

df/11061.pdf) [2018/1/10 最終アクセス]

²⁰⁹ 藤枝=角田・前掲注 180) 145 頁

²¹⁰ 藤枝=角田・前掲注 180) 145 頁。また 95 頁では、法定された方法以外の算定方法の適用を認めていない日本法の下では、法改正を行って DCF 法等の評価技法を導入すべきかどうかの検討が将来行われることになるかもしれません。

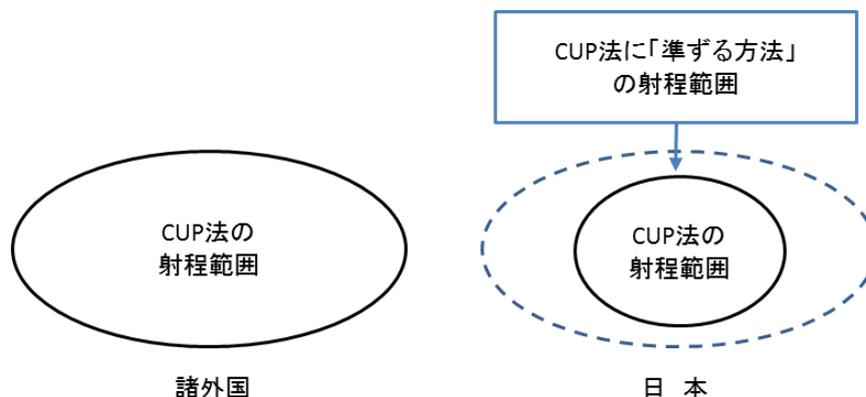
²¹¹ 望月文夫「移転価格税制における「準ずる方法」の位置づけ」租税研究 753 号(日本租税研究協会,2012) 263 頁

²¹² 望月・前掲注 211) 263 頁

²¹³ 望月・前掲注 211) 263 頁の図 3 : 「準ずる方法」を用いた基本三法の射程範囲の拡大より筆者作成

²¹⁴ 望月・前掲注 211) 263 頁。仮に、日本が CUP 法に「準ずる方法」を適用して課税した場合、相互協議を行うときに米国の CUP 法に関する考え方が図 5-1 (本稿にあっては図番号は筆者変更) の実線の範囲と同じだとすると、米国の税務当局との間での相互協議の合意は基本的には難しくなると思います。これは米国に限らず、外国との相互協議においてはそういうことになる可能性があるということです。

(図5-2) 日本と諸外国の CUP 法と CUP 法に「準ずる方法」の射程範囲²¹⁵



望月氏は、実質的に諸外国の CUP 法は、わが国の CUP 法と CUP 法に「準ずる方法」を足したものと射程範囲が多分同じになると説明する。CUP 法の射程範囲をより拡大するような CUP 法に「準ずる方法」を持つということになると、国際的課税規範に反する可能性が出てくると指摘する²¹⁶。

上記のような国際的課税規範を重視する考え方に基づくと²¹⁷、カナダの CUP 法と日本 CUP 法と CUP 法に「準ずる方法」を足したものと射程範囲は同じと考えることができる。

また、日本とカナダの移転価格税制ともに、OECD 移転価格ガイドラインに準拠することとなっている。カナダの通達をみると、カナダ歳入庁は移転価格ガイドラインに準拠していることがわかる²¹⁸。我が国の制度における独立企業間価格の算定方法も、OECD 移転価格ガイドラインで認められた方法に沿ったものである²¹⁹。移転価格ガイドラインは OECD モデル租税条約 9 条のもとでの解釈指針であるが、この点について南氏は、国内法の規定が存在しない場合または不明確な場合には、ガイドラインは解釈上の根拠少なくとも重要な

²¹⁵ 望月・前掲注 211) 264 頁の図 4：日米の CUP 法と CUP 法に「準ずる方法」の射程範囲を参考に筆者作成

²¹⁶ 望月・前掲注 211) 268 頁。また、同頁では、立法当初、基本三法で対処できない事案についてこれを補完し、適正な課税を実現する働きが期待されてきた「準ずる方法」ですが、少なくとも有形資産については TNMM (CPM) によりその(補完する)役割が十分に果たされているということは言えます。

²¹⁷ 荒木知『国際課税の規範実現に係るグローバル枠組み』(法令出版,2017) 50 頁では、国際的な規範とは、広い意味では国家の枠を超えて順守が求められる約束、規則あるいは順守が期待される基準を指すと考えられる。また、同頁以下では、国際的な規範の分類を示しており、その中に例えば二国間税条約などが挙げられる。

²¹⁸ IC87-R2 para.4

²¹⁹ 国税庁・前掲注 85) 6 頁。この点の説明として、藤枝=角田・前掲注 180) 111 頁以下では、わが国の移転価格税制は、1979 年の「移転価格と多国籍企業」と題する OECD 租税委員会が最初に作成した移転価格報告書(ガイドライン)を基礎としています。OECD 移転価格ガイドラインの主要な改訂に対応してわが国の制度改正も行われてきています。

参考となり得ると解すべきであると述べている²²⁰。また、日本の裁判所も「我が国の移転価格税制の規定の解釈適用に当たっては、我が国の移転価格税制が独立企業原則という諸外国の移転価格税制と共通の基礎に立脚するものであることに配慮しなければならないのであって、具体的には、我が国の移転価格税制と諸外国の移転価格税制との間の整合性を確保するため、独立企業原則の見地から独立企業間価格の算定に当たり考慮すべき事項及び採り得る手段について記載している OECD 租税委員会の上記報告書及び同報告書の各章を 1995 年（平成 7 年）以降順次改訂したものである「多国籍企業と税務当局のための移転価格の算定に関する指針」（移転価格ガイドライン）の記載を踏まえてしなければならないというべきである」と判示している（東京地判平成 26・8・28 裁判所ウェブサイト掲載判例（平成 23(行ウ)164）²²¹）。

以上より、国際的課税規範を重視する立場に立てば、規定のされかたは異なるものの日本・カナダ、両者のともに OECD に準拠しており、同様の算定方法を採用していることから、独立企業間価格の算定方法の射程は同じになることができると考える。

（2）日本における示唆

これまでの検討では、まず、イールドアプローチはカナダの裁判所によって認められ、また国際的課税規範を重視する立場に立てば、日本とカナダの独立企業間価格の射程は同じになると解釈ができる、ということを確認することができた。

次に、2 章では OECD はガイドライン第 1 章の事例 2 で保証取引において信用格付けを用いて事例の解説を行っているが、この点、Petruzzi はイールドアプローチを含むコスト便益分析について、OECD の枠組みのなかでも好ましい方法であることは明らかであると述べている²²²。また羽床氏も、金融市場における保証料の決定過程を参考として用いる方法は、OECD 移転価格ガイドラインの示唆しているところに従って、信用格付けの差に注目する方法である²²³と説明する。OECD 移転価格ガイドラインは保証料について具体的な算定方法は記述していないものの、このような指摘を踏まえるとイールドアプローチを含むコスト便益分析は、OECD の考え方と整合的であるといえる。

さらに、第 4 章では、General Electric Capital Canada 裁判において、保証の市場価格を求める際、借り手である GE Canada にとってどんな便益があるのかを判断すること、要するに、被保証人（債務者）が享受する便益の見積もりに基づいて保証料を決定することが明らかになった。

したがって、国際的課税規範を重視する立場に立てば、「独立価格比準法に準ずる方法と

²²⁰ 南繁樹「わが国の移転税制の概要と BEPS 対応」金子宏監修『国際課税』（日本評論社、2017）256 頁

²²¹ 裁判所ウェブサイト(http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/779/084779_hanrei.pdf) [2018/1/10 最終アクセス]

²²² Petruzzi *supra* note 51, at 137

²²³ 羽床・前掲注 108) 418-419 頁

同等の方法」(租税特別措置法 66 条の 4 第 2 項 2 号、1 号ニ)を適用することで日本においてイールドアプローチを採用することができる結論付けることが可能であるとする。

終章 おわりに

本章では、これまでの検討から得られた結果を簡単にまとめ、今後の課題を述べる。

本稿では、日本の先行研究に海外の先行研究を加えた研究成果の整理とまとめを行い、これまでの先行研究が提言する算定方法が日本の法的枠組みからみて適切であるか否かの検討を行った。

第一に、保証料の独立企業間価格の算定にあたっては、課税実務上、コスト評価アプローチが適切な方法であると考えられているがわかった。他に、コンティンジェントプットオプションや資本コストなどといった方法が考案されていることが判明した。

第二に、「独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法」（租税特別措置法 66 条の 4 第 2 項 2 号、1 号ニ）の比較可能性の検討として、信用リスクの議論、金融機関のリスク管理の検討を行ったところ、金融機関は信用リスクを適切に評価しながら貸出金利を算定していることが明らかになった。これより、信用リスクの計量化の考え方は一般的になっていると考えられる。また、信用保証協会における保証料算定方法の検討を行った。ここでは、信用保証協会は、コスト評価アプローチによる算定を採用していると結論付けることはできなかった。

第三に、「準ずる方法」の考察を行うことにより、国際的課税規範を重視する立場に立てば、「独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法」（租税特別措置法 66 条の 4 第 2 項 2 号、1 号ニ）を適用することでイールドアプローチは日本において認められると結論付けることができた。これは、国際的課税規範との協調をはかるもので、日本において規定される独立企業間価格の算定方法は諸外国の独立企業間価格の算定方法と射程が同じであることが望ましいとの解釈によるものである。また、この方法は、保証料は被保証人が享受する便益に基づき判断可能との考え方を前提とする。

なお、信用保証協会の検討を行うことで、保証料の決定過程の一部として、内部格付制度により、デフォルト確率に基づく方法を用いていると推測できることが示された。これはコストベースアプローチの考え方に沿うもので、今後は、政策的な影響を受ける保証協会以外の銀行保証などの保証料率の決定過程を検討する余地はあるもの考える。この検討は今後の課題としたい。

【参考文献】

(書籍)

- 荒木知『国際課税の規範実現に係るグローバル枠組み』(法令出版,2017)
- 江口浩一郎『信用保証〔第3版〕』(2007,金融財政事情研究会)
- 太田洋ほか『移転価格税制のフロンティア』(有斐閣,2011)
- 大場民男『保証契約否認への対応』(新日本法規出版,2010)
- 金子宏『租税法 第22版』(弘文堂,2017)
- 金子宏監修『国際課税』(日本評論社,2017)
- 川田剛『国際課税の基礎知識〔10訂版〕』(税務経理協会,2017)
- 監査法人トーマツ金融インダストリーグループ編『バーゼルⅡ対応のすべて』(金融財政事情研究会,2009)
- 木村弘之亮『多国籍企業税法 移転価格の法理』(慶応義塾大学出版会,1993)
- 金融法務研究会編『金融取引における信用補完に係る現代的展開』(金融法務研究会事務局,2012)
- 鈴木康伸ほか『移転価格「マスターファイル」の作成実務』(中央経済社,2016)
- 関沢正彦『信用保証協会の保証〔第5版〕』(2015,金融財政事情研究会)
- 高橋俊樹『融資審査 第3版』(金融財政事情研究会,2015)
- 西村信雄ほか『注釈民法(11)』(有斐閣,1981)
- 西山茂編『キャッシュマネジメント入門』(東洋経済新報社,2013)
- 羽床正秀『平成27年度移転価格税制詳解』(大蔵財務協会,2015)
- 本庄資編『移転価格税制執行の理論と実務』(大蔵財務協会,2010)
- 本庄資ほか『国際租税法概論』(大蔵財務協会,2016)
- 藤枝純=角田伸広『移転価格税制の実務詳解—BEPS 対応から判決・裁決事例まで—』(中央経済社,2016)
- 増井良啓=宮崎裕子『国際租税法 第3版』(東京大学出版会,2015年)
- 村井正編『入門国際租税法』(清文社,2013)
- 森信夫編『移転価格の経済学 BEPS 問題への対応と無形資産評価』(中央経済社,2014)
- 矢内一好『移転価格税制の理論』(中央経済社,1999)
- 渡辺裕泰『ファイナンス課税〔第2版〕』(有斐閣,2012)

(論文)

- 青山慶二「BEPS プロジェクト最終報告書の総括と今後の展望」『グローバル時代における新たな国際租税制度のあり方～BEPS プロジェクトの総括と今後の国際租税の展望～』(21世紀政策研究所,2016)
- 石川欽也「裁決の紹介と解説 保証取引と移転価格課税に関する考察」[国税不服審判所平

成 14.5.24 裁決] 月刊税務事例 Vol.39 No.4 (財経詳報社,2007)

- 今村隆「移転価格税制における独立企業間価格の立証：最近の裁判例を素材にして」租税研究 715 号 (日本租税研究協会,2009)
- 今村隆「移転価格税制における独立企業間価格の要件事実」税大ジャーナル 12 号 (2009)
- 太田洋=手塚崇史「近時の移転価格裁判例の動向〈国際課税の裁判例分析 1〉」租税研究 723 号 (日本租税研究協会,2010)
- 川端康之「移転価格税制の展開」租税法研究 36 号 (有斐閣,2008)
- 小島信子「移転価格税制における独立企業間価格の算定に係る「レンジ」の採用について」税大論叢 67 号 (税務大学校,2010)
- 高久隆太「移転価格課税と管理会計マネジメント」租税研究 779 号 (日本租税研究協会,2014)
- 竹内辰介「国際取引にかかわる租税判例、裁決例の分析 第 15 回 保証料の独立起業間価格」国際商事法務 32 巻 7 号 (国際商事法研究所,2007)
- 中山清ほか「相互協議の現状について (意見交換)」租税研究 (日本租税研究協会,2004) 74 頁 [千葉雅英発言]
- 萩谷忠「移転価格実務セミナー(第 10 回)債務保証取引と金銭消費貸借取引(2)」国際税務 26 巻 12 号 (税務研究会,2006)
- 平石雄一郎「移転価格税制に関するカナダ・欧州の判例等について」租税研究 487 号 (日本租税研究協会,2011)
- 水谷年宏ほか「国際課税の執行を巡る最近の動向」国際税務 31 巻 1 号 (税務研究会,2011)
- 水谷年宏「移転価格税制に関連する推定課税規定についての一考察 -東京地裁平成 23 年 12 月 1 日判決を起点として-」税大ジャーナル 24 号
- 三村琢磨「国外関連者間金融取引に関する移転価格算定方法」国際税務 25 巻 7 号 (税務研究会,2005)
- 望月文夫「カナダ移転価格税制と Glaxo 事件判決」(埼玉学園大学紀要,2011)
- 望月文夫「移転価格税制における「準ずる方法」の位置づけ」租税研究 753 号 (日本租税研究協会,2012)
- 宮武敏夫「OECD 無形資産移転価格ガイドライン改正最終版第 1 弾」租税研究 785 号 (日本租税研究協会,2015)
- 山川博樹ほか「BEPS 後の日本企業の課題と対応-移転価格実務への影響を中心に-」租税研究 800 号 (日本租税研究協会,2016)
- 山川博樹「国際課税の現状と課題 (第 2 回)」租税研究 659 号 (日本租税研究協会,2004)

(その他)

- 『昭和 61 年 改正税法のすべて』(大蔵財務協会,1986)
- 『改正税法のすべて 平成 26 年度版』(大蔵財務協会,2014)

- 税制調査会 昭和 60 年 12 月「昭和 61 年度の税制改正に関する答申」
- 『BEPS プロジェクト 2015 年最終報告 行動計画 3,4,8-10,14』（社団法人日本租税研究協会）
- 『OECD 移転価格ガイドライン「多国籍企業と税務当局のための移転価格算定に関する指針」2010 年度版』（社団法人日本租税研究協会）
- 国税庁『移転価格ガイドブック～自発的な税務コンプライアンスの維持・向上に向けて～』（2017）
- 国税庁『移転価格税制の適用に当たっての参考事例集』
- 日本銀行金融機構局『リスク管理高度化と金融機関経営に関するペーパーシリーズ 内部格付制度に基づく信用リスク管理の高度化』（2005）
- 経済産業省経済産業政策局 産業資金課 植木貴之「我が国企業における グローバル・キャッシュ・マネジメントの取組み ー企業財務の現状と課題ー」（2016）
- デロイトトーマツコンサルティング株式会社『平成 26 年度総合調査研究「GCM及びABLの現状と普及促進に向けた 課題の調査等」経済産業省委託調査報告書』
- 日経ビジネス 2000 年 4 月 3 日号「CMSー連結時代を制する最適資金戦略」
- 国税庁 HP『移転価格税制に係る文書化制度に関する改正のあらまし』（<https://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/pdf/h28iten-kakaku.pdf>） [2018/1/10 最終アクセス]
- 国税庁 HP『移転価格税制に係る文書化制度（FAQ）平成 28 年 10 月』（<https://www.nta.go.jp/sonota/kokusai/takokuseki/pdf/01.pdf>） [2018/1/10 最終アクセス]
- 財務省 HP「移転価格税制の概要」（http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/177.htm） [2018/1/10 最終アクセス]
- 財務省『平成 26 年度改正関係参考資料』（http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/26kaiseikokusai.pdf） [2018/1/10 最終アクセス]
- 財務省 HP『平成 22 年度税制改正大綱』（http://www.cao.go.jp/zei-cho/history/2009-2012/etc/2009/_icsFiles/afieldfile/2010/11/18/211222taikou.pdf#page=1） [2018/1/10 最終アクセス]
- 財務省 HP「国際課税関係の改正」『平成 22 年度税制改正の解説』（http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2010/explanation/PDF/12_P489_539.pdf） [2018/1/10 最終アクセス]
- OECD HP「OECD、多国籍企業と税務当局のための移転価格ガイドラインの最新版を発表」（<https://www.oecd.org/tokyo/newsroom/oecd-releases-latest-updates-to-the-transfer-pricing-guidelines-for-multinational-enterprises-and-tax-administrations-japanese-version.htm>） [2018/1/10 最終アクセス]
- JETRO 日本貿易振興機構（ジェトロ）「カナダ税制の概要」（https://www.jetro.go.jp/world/n_america/ca/invest_04.html） [2018/1/10 最終アクセス]

- 金融庁『金融検査マニュアル』(<http://www.fsa.go.jp/common/law/>) [2018/1/10 最終アクセス]
- 日本証券業協会 HP(<http://www.jsda.or.jp/>) [2018/1/10 最終アクセス]
- Standard & Poor's Financial Services LLC『日本の発行体格付け遷移調査 2016 年版』(https://www.standardandpoors.com/ja_JP/delegate/getPDF?articleId=1823267&type=COMMENTS&subType=) [2018/1/10 最終アクセス]
- 一般社団法人 CRD 協会「スコアリングサービス」(<http://www.crdoffice.net/CRD/service/scoring/index.html>) [2018/1/10 最終アクセス]
- 大阪信用保証協会「信用保証料率」『ご利用案内 信用保証料について』(<http://www.cg-c-osaka.jp/guide/charge/>) [2018/1/10 最終アクセス]
- 東京地方裁判所平成 18 年 10 月 26 日判決（訟務月報 54 巻 4 号 922 頁）
- 国税不服申立審判所平成 14 年 5 月 24 日判決（裁決事例集 63 号 454 頁）

(洋文献)

- Russo & M. Shirazi, *Transfer Pricing for Intercompany Financial Transactions: Application of the Arm's-Length Principle: In Theory and Practice*: BNA Tax Management Transfer Pricing Report Vol.19, No.1 (6 May 2010)
- Antonio Russo, *Interest Deductions and Transfer Pricing Aspects of Intra-group Financing*: Michael Lang, et al. (eds), *Transfer Pricing in a Post-BEPS World*
- Albert G., & Stafford, S., *LOAN GUARANTEES AND TRANSFER PRICING: Corporate Taxation* (Thomson Reuters,2010)
- Caouette, J.B. et al., *Managing Credit Risk: The Great Challenge for the Global Financial Markets*, 2nd edition (Hoboken, NJ: John Wiley & Sons, 2008)
- François Vincent, *Transfer pricing in Canada 2015* (Thomson Reuters /Carswell, 2015)
- PwC *Navigating The Complexity* (PwC, 2013)
- PwC, *PWC REVIEWS CANADIAN TAX RULING ON GUARANTEE FEE*: Tax Notes (JANUARY 11, 2011)
- Raffaele Petruzzi, *Transfer Pricing Aspect of Intra-Group Financing* (Kluwer Law International, 2016)
- Richard, G., Pooja S. & Justin, K. *Canada*: Anuschka Bakker, Marc M. Levey (eds), *Transfer Pricing and Intra-Group Financing* (the Netherland: IBFD, 2012)
- Russo, A. & Moerer, O. *Introduction*: Anuschka Bakker, Marc M. Levey (eds), *Transfer Pricing and Intra-Group Financing* (the Netherland: IBFD, 2012)
- Salvador, B. & Chris, R. *BAKER & MCKENZIE TRANSFER PRICING ANNUAL UPDATE*: Journal of International Taxation (Thomson Reuters ,2011)

- OECD *Transfer Pricing Documentation and Country-by-Country Reporting ACTION 13: 2015 Final Report*
- OECD Committee on Fiscal Affairs *Transfer Pricing and Multinational Enterprises* (1979)
- OECD *Transfer Pricing Guidelines for Multinational Enterprises and Tax Administrations 2017*
- OECD HP *OECD Council approves incorporation of BEPS amendments into the Transfer Pricing Guidelines for Multinational Enterprises and Tax Administrations* (<http://www.oecd.org/ctp/Transfer-pricing/oecd-council-approves-incorporation-of-beps-amendments-into-the-transfer-pricing-guidelines-for-multinational-enterprises-and-tax-administrations.htm>) [accessed 2018/1/10]
- OECD HP, Canada: *Transfer Pricing Country Profiles* (<http://www.oecd.org/tax/transfer-pricing/transfer-pricing-country-profile-canada.pdf>) [accessed 2018/1/10]